

論文

# 郷土部隊としての連隊が持つ郷土性 —松本歩兵第50連隊の実像—

木村 晴壽

The Local Character of the Regiment as a Local Unit:  
The Realities of the Matsumoto 50th Regiment in Pre-War Japan

KIMURA Haruhisa

## 要 旨

本論は、明治末期から太平洋戦争開始までの約35年間、松本市を衛戍地(駐屯地)とした帝国陸軍歩兵第50連隊を中心に、戦前の日本陸軍が編成した戦略としての師団と、戦術・戦闘単位としての連隊のあり方を、徴募区(徴兵事務の区域)とその管轄区域との関連、さらに徴募区と召集された兵員が入営する連隊との関連で検討した。部隊編制、特に連隊の編制にあたって陸軍は、出身地を同じくする兵員の団結力と一体感、郷土の対面を重んじる郷土意識を活用して、いわゆる郷土部隊あるいは郷土連隊を組織した。しかし実際には、際限のない兵力増強要求が、1県1連隊区にもとづく単純な徴募区の設定を著しく困難にし、郷土部隊とはほど遠い内実の連隊を次々に生み出さざるを得なかった。

## キーワード

連隊 連隊区 師団 郷土部隊 絶対国防圏

## 目 次

はじめに

I. 帝国陸軍の部隊編制と歩兵連隊

II. 師団増設と歩兵第50連隊

III. 信州郷土連隊としての歩兵第50連隊

結語

## はじめに

2022年12月16日、岸田内閣は「国家安全保障戦略」(National Security Strategy=NSS)の改定、および従来の「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」をそれぞれ「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」と改めることを閣議決定した。いわゆる安保関連3文書である。「防衛力整備計画」には、翌2023年度から5年間の防衛費を現行計画の1.5倍以上となる43兆5千億円とすることが盛り込まれた他、「国家防衛戦略」では「スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力」を抑止力として位置づけると同時に「相手からの更なる武力攻撃」を防ぐ報復手段でもあるとした。まさに敵基地攻撃能力と呼ぶべき軍備拡張の方向性が示されている。その一方で「国家防衛戦略」は、「防衛力の中核である自衛隊員について、必要な人員を確保し、全ての隊員が能力を発揮できる環境を整備する」として、隊員の拡充、さらには部隊の組替えにも言及している<sup>註1</sup>。

かつて帝国憲法下にあったわが国は、自国を取巻く安全保障の状況と軍事力の整備、すなわち他国による軍事的脅威に対応するためにはどの程度の軍事力が必要なのかについて曖昧な見積もりを行い、特に陸軍の兵力に関しては根拠らしい根拠もないまま仮想敵国ロシアの兵力を見積もった挙げ句、戦局の悪化にともない際限のない動員計画へと突き進んだ。古くは、日清戦争後にロシアと対峙することとなった日本陸軍は、ロシアの兵力を「現地に行って数え上げたかのような数字にあれこれ操作を加えて脚色し、もっともらしく説得これ努め」<sup>註2</sup>たり、「本当のことを言ったら、政府は戦争を回避してしまい、陸軍の軍備拡張計画はご破算となる」から、「平時一四個師団という数字がまずありきで、それにあれこれ理論付けがなされた」と言う。また、張鼓峰事件・ノモンハン事件前の関東軍の様子について、極東ソ連軍の兵力を「的確に看取するまでにはかなりの時間を要した」し、「昭和九～十年ころからしばらくの間の実状は、一般軍隊は勿論中央部の首脳、幕僚の中にあっても、なおソ連の戦力に対して兎角過小評価する向きが少なくなかった」とされる。

陸軍の兵力とは、装備性能と火器の威力を別にすれば端的には、陸上兵力の中軸となる歩兵部隊と砲兵・工兵・輜重兵などの特科部隊を統合した師団の

数と規模となって現れる。したがって具体的には、陸上兵力の整備とは、恒久編制の最大単位であり独立で作戦を遂行する全ての装備・人員を備えた師団をどのように編制・配備するかであった。師団は2個連隊を擁する旅団2個で構成されていたから、1個師団には4つの連隊が属していた<sup>註3</sup>。陸軍の場合、通常的生活や訓練はすべて連隊単位で成り立っており、連隊ごとに駐屯地が定められていたため、各連隊は駐屯地と様々な面で密接なつながりを持つこととなった。

在郷軍人会での簡閲点呼を利用して軍隊と地域をつなげようとする軍の方針とも相まって<sup>註4</sup>、各連隊はいわゆる郷土部隊と位置づけられ、駐屯地の経済へ大きく貢献する一方、基本的に連隊の所在県が徴募区となることで地域社会は、連隊への兵員供給地として設定された。こうして、駐屯地とは切っても切れない関係にある各連隊は、地元の期待と榮譽を背負うと同時に地元の活性化にも寄与する、まさしく郷土部隊としての役割を担わされることとなったのである。

徴兵制度のない現代、自衛隊と地域との関係は戦前とはまったく異なることは言うまでもないが、自衛隊の駐屯地・基地等が日本各地に点在している以上、自衛隊の拡充あるいは部隊の組替えは、何らかの影響を地域社会に与えることは間違いない。

本論は、戦前期に松本に駐屯することで松本連隊と呼ばれた帝国陸軍歩兵第50連隊と歩兵第150連隊のあり方を、とりわけ第50連隊を中心に、部隊編制に関する制度の変遷との関連で跡づけること、さらに、急速に変化する世界情勢のなかで陸軍が進めた兵力増強と松本連隊とがどのような関係にあったのか、この点を連隊編制のあり方を念頭に置いて明確にすることを目的としている。そのことを通じて、いわゆる郷土部隊・郷土連隊の実態を浮かび上がらせることを狙いとしている。

なお、「郷土部隊」という呼び方は軍事用語ではなく巷間で使用された表現であり、日中戦争時には新聞などでは「ふるさと部隊」「郷土兵団」などの表現が多かった。敗戦後の1950年代～1960年代に各地の戦友会や地方新聞社、さらには陸上自衛隊師団司令部等が地域で編成された部隊の戦記を続々と刊行する過程で一般化し、定着した表現である<sup>註5</sup>。

# I. 帝国陸軍の部隊編制と歩兵連隊

## 1. 歩兵連隊の誕生

### 1) 御親兵

戊辰戦争を経て誕生した維新政権は1869(明治2)年の版籍奉還直後から、諸藩の財政に介入して政府への資金吸い上げをはかると同時に、政府直轄地で増徴策につとめた<sup>注6</sup>。その結果は、農民と反政府的な士族たちの激しい抵抗であり、追い詰められた政府がとった対応は、各藩の利害を超越して政府に直属する軍、すなわち御親兵の創設だった。御親兵を組織するにあたっては、長州藩出身の大村益次郎が「農兵」を募る方式を主張したにもかかわらず、薩摩藩出身の大久保利通が主導した、薩摩・長州・土佐3藩の藩兵を結集した急ごしらえの御親兵案が採用され、1871(明治4)年の6月には3藩親兵8,000名が東京に集結した。しかし、極端な財政難を抱えた政府は、集めた御親兵8,000名の維持費捻出に苦しむこととなり政府、特に兵部省の責任者だった山県有朋が、全国貢租の中央集中を狙って廃藩置県を実現すべく奔走し、最終的に廃藩置県自体が御親兵の武力を背景に断行されることとなったのである<sup>注7</sup>。

3藩による御親兵の部隊編制は3藩の混成ではなく、各部隊は藩ごとのまとまりを維持し、部隊ごとに各藩の隷属関係や団結といった建制が保たれていた。つまり、各藩の違いを残したままで、歩兵大隊・騎兵小隊・砲隊が組織されていたのである。

### 2) 4鎮台下の大隊

廃藩置県の実施にともなって諸藩の軍隊は解体され、直後の1871(明治4)年8月には東京・東北(仙台)・大阪・鎮西(熊本)に鎮台が置かれた<sup>注8</sup>。ここでの軍隊は、御親兵に兵を出した薩摩・長州・土佐3藩以外の兵士で編成され、4つの鎮台全体で1番～20番の20個大隊が配置され政府の指揮下に置かれたが、この時点では依然として各大隊は、旧来の藩単位または複数藩の組み合わせで構成されていたため、兵制も区々だった<sup>注9</sup>。徳川宗家や御三家を含め25の旧藩からの藩兵動員を基本としながらも、大阪鎮台では十津川郷士がまとまって3番大隊を形成していたし、4番大隊と5番大隊(教導隊)は大阪で徴集された志願士族で構成されるなど、藩兵単位の部隊編制とは異

なるケースもあった。

鎮台兵の編制にともない翌1872(明治5)年3月に御親兵は、鎮台兵から選抜される職業軍隊としての近衛兵に改称され、旧御親兵は解隊されることとなった。

この時期、信州一円(長野県と筑摩県)は東京鎮台の管轄となっており、信州からの兵員は、上田に置かれた東京鎮台第2分営に属することになっていた。上田の第2分営は1871(明治4)年8月に旧上田城内に設置され、そこには2個小隊が駐屯したが<sup>注10</sup>、2年後の1873(明治6)年に廃営となった。

### 3) 6鎮台体制と連隊の誕生

1873(明治6)年、徴兵令が公布されたのに合わせて、それまでの4鎮台に名古屋・広島を加え全国6鎮台となり、これにともなって部隊編制も改変された。すなわち、大隊編制の歩兵部隊は3個大隊からなる連隊編制へと移行することになり、近衛歩兵連隊を皮切りに1874(明治7)年中に連隊が順次編成されていった。

具体的には、1873(明治6)年、各鎮台にはそれぞれ対応した軍政機関としての軍管が設置され(「改訂鎮台条例」第5条は「北海道ハ第七軍管トス」として第七軍管も設定していたが、実際には北海道に師管も連隊も置かれなかった)、さらに軍管は2～3の師管に分けられた。軍管とは「其管下ノ兵員戦時ニ當リ略一軍ヲ興スニ足ル」<sup>注11</sup>区域、つまりその管下の兵員で大規模作戦に耐えうる一つの軍を組織することができる規模であった。同時に師管は、「略一師ヲ興スニ足ル」<sup>注12</sup>兵員を管理する区域とされた。ただしこの時点で陸軍に師団は未だ設けられていないので、1888(明治21)年に師団制が敷かれて以降の師管とは明らかに異なり、ここでの「師」は明らかに連隊を意味している。したがってわが国に連隊が誕生して以降、概ね明治期前半においては、第1表に示したように師管は連隊の管轄区であり、換言すれば、師管ごとに1個の歩兵連隊が設けられたのである。

数個の歩兵連隊を擁する軍管には、山砲兵1個大隊・工兵1個小隊・輜重兵1個小隊が編成された他、東京・仙台の2鎮台にはそれぞれ騎兵1個大隊が置かれ、東京・大阪・熊本の3鎮台には野砲兵1個大隊・工兵1個小隊が増加編成された。

また、第1表を一瞥して明らかのように、師管内で連隊の一部、具体的には1個大隊が本隊とは別に駐屯しているケースがあり、一般的にその背景には、

部隊の地元駐屯を求める各地の誘致活動<sup>註13</sup>や兵舎建設計画の頓挫<sup>註14</sup>などがあった。ただし、陸軍の部隊編制が目まぐるしく変更された明治前半期には、個別の特殊な事情が影響することもあった。例えば、1873(明治6)年の「改訂鎮台条例」では、第3師管の営所は新潟に置くと定められていたにもかかわらず、管轄する第3連隊の第1大隊と第2大隊は間もなく、高田と新発田に分かれて駐屯することとなった。当初は、計画通り新潟に8棟の兵舎が建設されたが、衛生面で大きな問題があり脚気を発病する兵士が続出したため、翌1874(明治7)年に新潟の営所は廃止されて兵士が新発田と高崎に分屯することとなったのである<sup>註15</sup>。この後、1884(明治7)年から始まる兵力増強の過程で、第3連隊は第3大隊が駐屯した東京へ統合された。

連隊が誕生したこの時期、明治政府の権力基盤は未だ不安定であり、殊に反政府的な士族勢力の抵抗に政府は悩まされていたため、軍隊は主として国内の治安・秩序維持に重点が置かれて編成された。1973(明治6)年の「改訂鎮台条例」第30条は、「凡ソ管内草賊ノ警アリ事火急ニ起リ兵力ヲ要シ各府県ノ

知事令鎮台ニ移課シテ歩兵ヲ請フ時ハ之ニ応シ」<sup>註16</sup>と規定し、いわゆる不平士族による反乱を念頭に置いた軍隊編制だったことを窺わせている。実際、最後に最大の士族反乱となった西南戦争に際し政府は、この6鎮台14個連隊に近衛歩兵2個連隊を加えた16個連隊の総力をあげて臨んだのである。

#### 4) 松本の師団誘致活動

6鎮台・6軍管・14師管(=14個連隊=14営所)の編制となったとき、現在の長野県は北側の旧長野県と南側の筑摩県の2県体制だった。このうち旧長野県から入隊した歩兵は東京鎮台第3師管の高崎分営所に入営する一方、筑摩県からは当初、金沢へ入営した。このとき、一旦は松本に名古屋鎮台の分管が置かれることになったため陸軍は、分管用の土地として安原地区に6万2,000坪の土地(後の第50連隊用地)を買上げた。同時に、大名町に憲兵分隊屯所を設け、水汲にあった旧松本藩の火薬庫をそのまま陸軍が使用する計画だったという。ところが、理由は不明だが、この計画は陸軍省の省議で中止が決まり、沙汰止みとなってしまったため、軍が確保した土地は長野県へ貸し下げられることとなったごとくであ

第1表 6鎮台体制(明治6年~9年)

鎮台	軍管	師管	営所	歩兵連隊	連隊駐屯地	大隊駐屯地	大隊駐屯地
東京鎮台	第1軍管	第1師管 第2師管 第3師管	東京 佐倉 新潟	第1連隊 第2連隊 第3連隊	東京 佐倉 高崎	宇都宮 新発田	東京
仙台鎮台	第2軍管	第4師管 第5師管	仙台 青森	第4連隊 第5連隊	仙台 青森		
名古屋鎮台	第3軍管	第6師管 第7師管	名古屋 金沢	第6連隊 第7連隊	名古屋 金沢		
大阪鎮台	第4軍管	第8師管 第9師管 第10師管	大阪 大津 姫路	第8連隊 第9連隊 第10連隊	大阪 大津 姫路	伏見	
広島鎮台	第5軍管	第11師管 第12師管	広島 丸亀	第11連隊 第12連隊	広島 丸亀	山口 松山	
熊本鎮台	第6軍管	第13師管 第14師管	熊本 小倉	第13連隊 第14連隊	熊本 小倉	福岡	

典拠：「六管鎮台表」(『明治六年 布告類編 卷四』、1874、記録課)。

- 1) 東京鎮台の第2連隊第2大隊が宇都宮、第3連隊第1大隊が高崎、第2大隊が新発田、第3大隊が東京。
- 2) 大阪鎮台の第9連隊第3大隊が伏見。
- 3) 広島鎮台の第11連隊第3大隊が山口。第12連隊第3大隊は当初、高松に駐屯したが兵舎の老朽化のために松山へ移転した。
- 4) 熊本鎮台の第14連隊第3大隊が福岡。
- 5) 表掲した14個連隊の他、近衛歩兵第1連隊・近衛歩兵第2連隊があり、実際には16個連隊の体制だった。
- 6) 「改訂鎮台条例」第5条には北海道を第7軍管とする旨規定されていたが、師管も連隊も配置されなかったため表出しなかった。

る<sup>注17</sup>。

筑摩県からの入隊者は1974(明治7)年前半までは第7師管の金沢営所に、同年後半には第3師管の高崎営所に、さらに1985(明治8)年になると多くは名古屋鎮台第6師管に所属し名古屋営所に入営したが、一部は高崎・金沢に入営する人員もあった。徴兵された兵士たちは、東京鎮台入営者が佐久郡追分(現軽井沢町)に、名古屋鎮台入営者は筑摩郡馬籠(現南木曾町)に集合し、徒歩で入営したという<sup>注18</sup>。

## 2. 鎮台から師団へ

### 1) 歩兵連隊の増設

西南戦争が終結し、政府に対する反乱は基本的に鎮圧されたが、その一方で、1882(明治15)年7月には朝鮮で壬午事変が起り、朝鮮半島をめぐる日本は清国と対峙せざるを得ない立場に立たされた。西南戦争の翌年に自ら立ち上げた参謀本部の初代参謀本部長として軍事力増強を主張していた山県有朋は、朝鮮での日本権益の維持・拡大、したがって朝鮮への影響力を強める清国を仮想敵国とする軍拡路線を主導した。具体的には、1885(明治18)年からの10年間の予定で、全28個歩兵連隊の完成を柱とする軍備拡張計画を策定したのである<sup>注19</sup>。近衛歩兵連隊を除いて10個連隊を増設する計画となっていたのだが、壬午事変に続き1884(明治17)年には甲申事変が起こったことから急遽、計画の実施を1年前倒して1884(明治17)年から本格的な兵力増強が始まった。

第15連隊から第24連隊までの10個連隊が増設される過程で、それまでの連隊や大隊の所在地も整理されていった。例えば、連隊のうち1個大隊が駐屯していた高崎・新発田・松山・福岡は、大隊を基礎に連隊編制へ拡充され、それぞれ、高崎＝第15連隊、新発田＝第16連隊、松山＝第22連隊、福岡＝第24連隊、という配置になった。連隊の増設が進められるなか、それとは対照的にそれまで1個大隊が分屯していたにもかかわらず、一切の部隊が撤退した地域もあった。宇都宮・山口・伏見がそれに当たり、それぞれ佐倉・広島・大津の本隊へ合流した。

また、この連隊増設過程で、鎮台所在地には2個連隊を配置することが原則となり、すでに2個連隊が配置されていた東京を除く5鎮台に、新たに連隊

が新設されていった。1888(明治21)年の諸隊配置を示した第3表にみられるように、仙台に第17連隊、名古屋に第19連隊、大阪に第20連隊、広島に第21連隊、熊本に第23連隊が新設された。

ここでは最後に、1888(明治21)年に帝国陸軍における部隊編制のベースとなる「陸軍常備団体配備表」が制定される前の時期、各軍管・師管と管轄区域の関係がどうなっていたかを確認しておきたい。

第2表に示したのは、鎮台条例が再々度改正された1885(明治18)年5月時点での鎮台条例「七軍管区域表」の内容である(北海道での設置を想定していた第7軍管はこの時点では計画のみであり、実際には設けられていなかった)。軍管と鎮台の関係や師管の営所は、基本的にそれまでの状態を引き継いでおり、すべての軍管に2つずつの師管が配置されているのも前述のとおりだが、各師管の管轄区域には留意する必要がある。管轄区域とはすなわち徴募区域であり、それぞれの区域内で徴兵された人員は、基本的にはそこを管轄する師管の営所または分営所に入営することになる。

表中の「管轄国」「管轄郡区」をみれば、管轄区域は基本的に府県単位ではなく、旧国単位で設定されており、なかでも武蔵・信濃・陸前・尾張・摂津・紀伊の6カ国は複数の師管に2分されていたことが判明する。したがって、これら6カ国で徴募された歩兵は、居住する郡によってまったく異なる連隊、あるいは異なる鎮台に所属することとなったのである。

なお、表中の「区」は当時の行政単位で、明治20年代以降に「市」へ移行した都市である。また、「武蔵」には東京府の15区が含まれており、これら15区もまとまって後に東京市となる。

1国が2分されたこれら6カ国のうち、特に信濃(長野県と筑摩県が統合した長野県)と紀伊(後の和歌山県と三重県の一部)のケースは、師管だけでなく鎮台を跨いで管轄されていたことには留意しておきたい。東京鎮台(＝第1軍管)の第1師管の管轄となっている「信濃9郡」とは、名古屋鎮台第5師管の管轄となっていた信濃7郡以外の北信各郡(上下水内郡・上下高井郡・南北佐久郡・小県郡・埴科郡・更級郡)である。

### 2) 師団の新設

こうして急ピッチで連隊の新設が進められ、ひと通りの兵力整備が落ち着いた1888(明治21)年、勅令

第2表 各軍管の営所と管轄区域

(1885年鎮台条例改正時)

軍管番号	鎮台	師管番号	営所	分営所	管轄国・郡・区							
1	東京	1	東京	高崎	武蔵 14区 25郡							
					相模 1国							
					甲斐 1国							
					伊豆 1国							
					上野 1国							
					信濃 9郡							
		2	佐倉				武蔵 本所深川2区 南北埼玉4郡 南北葛飾2郡					
							安房 1国					
							上総 1国					
							下総 1国					
							常陸 1国					
							下野 1国					
							2	仙台	3	仙台	新発田	陸前 仙台区 柴田名取2郡
												磐城 1国
岩代 1国												
羽前 1国												
越後 1国												
佐渡 1国												
4	青森				陸前 12郡							
					陸中 1国							
					陸奥 1国							
					羽後 1国							
3	名古屋	5	名古屋	豊橋	尾張 1区 6郡							
					遠江 1国							
					三河 1国							
					駿河 1国							
					信濃 東西筑摩郡 上下伊那郡 南北安曇郡 諏訪郡							
					志摩 1国							
					紀伊 南北牟婁2郡							
					6	金沢				尾張 東西春日井 丹羽3郡		
										美濃 1国		
										飛騨 1国		
		加賀 1国										
		能登 1国										
		越中 1国										
		越前 1国										
		4	大阪	7	大阪	大津	摂津 東西南北4区 東成住吉2郡					
							紀伊 1区 8郡					
							山城 1国					
大和 1国												
河内 1国												
和泉 1国												
近江 1国												
伊賀 1国												
8	姫路									摂津 1区 10郡		
										播磨 1国		
				淡路 1国								
				若狭 1国								
				丹波 1国								
				丹後 1国								
				但馬 1国								
				因幡 1国								
				伯耆 1国								
				美作 1国								
				備前 1国								
				5	広島	9				広島		安芸 1国
												備後 1国
												備中 1国
出雲 1国												
石見 1国												
周防 1国												
長門 1国												
隠岐 1国												
10	松山							阿波 1国				
								讃岐 1国				
				伊予 1国								
				土佐 1国								
6	熊本	11	熊本		肥後 1国							
					日向 1国							
					大隅 1国							
					薩摩 1国							
					沖縄 1国							
		12	小倉				豊前 1国					
							豊後 1国					
							筑前 1国					
							筑後 1国					
							肥前 1国					
豊前 1国												
肥前 1国												
壱岐 1国												
対馬 1国												

出典：「鎮台条例改正」『明治十八年 法令全書 上巻』（内閣官報局）

1) 原史料には北海道を管轄する第7軍管も記載されているが、実際には未だ設置されていないため表出していない。第7軍管の管轄国欄に記載されているのは、渡島・後志・石狩・天塩・北見・胆振・日高・十勝・釧路・根室・千島である。

の「師団司令部条例」「旅団司令部条例」「大隊司令部条例」「陸軍常備団配備表」「陸軍管区表」が同時に公布され、鎮台条例は廃止された。これら新たな法規を通じて新たな陸軍の編制、および徴募区などに関わる軍政の枠組みが示されることとなった<sup>注20</sup>。満州事変以降になると独立混成旅団が編成されたし、日中全面戦争に突入してからは3単位編制師団(1個師団が3個連隊で編成される)へ移行するなど、昭和期には兵力増強を狙った苦肉の策が講じられたとはいえ、ここに示された部隊編制が、この後の陸軍の基本となる。

これらの法規を通じて第一に、それまでの鎮台に替わり師団司令部が置かれ、師団が常備軍としての最大単位であり、独立して作戦を遂行するための人員とすべての装備を備えた戦略単位であることが明確にされた。「陸軍常備団隊配備表」のタイトルにある「常備団隊」とは常備軍、すなわち平時の部隊編制を意味しており、戦時になると戦闘序列が発令され、戦時のみの体制として、師団の上に「軍」、あるいはさらに大規模な「方面軍」が設けられることがあった。

第3表で明らかかなように、全体で6つの師団があり、それぞれの師団の下に2個の旅団、各旅団の下には2個の連隊が配置され、騎兵大隊・砲兵連隊・工兵大隊・輜重兵大隊から成る特科部隊が師団に所属している。また、鎮台の場合と同様に、師団司令部の所在地には2個連隊が配置されたことも読み取れる。特科部隊に関しては、例えば仙台第2師団に所属する特科部隊は第2騎兵大隊・第2砲兵連隊・第2工兵大隊・第2輜重兵大隊となり、各特科部隊の大隊・連隊番号は師団番号と一致する。

こうして陸軍兵力はそれまでの14個連隊から24個連隊へと拡大し、近衛歩兵連隊2個を加えれば全26個連隊の編制となったのである。

第二に注目すべきは、「陸軍管区表」によって新たな管轄区(=徴募区)が示され、徴募区がさらに整備されたことである。具体的には、各部隊の編制がより郷土性を強める方向へと向かった。

「大隊区司令部条例」(明治21年5月勅令第29号)第1条は、

「各大隊区ニ司令部ヲ置ク 其職員左ノ如シ

司令官 中佐若クハ少佐一名  
副官 大尉若クハ中尉一名

書記 下士五名 内一名は軍吏部下士  
監視区長 曹長二名乃至四名

とし、大隊区の司令官には中佐または少佐を充てることを明確にした。中佐または少佐がトップを務めるのは後の連隊区とまったく同じであり、ここでの大隊区は間もなく連隊区に引き継がれることになる。また、第2条では、

「大隊区司令官ハ旅団長ニ隷シ其大隊区内徴兵事務及召集事務ヲ掌ル」

とされ、大隊区が徴募区であることも明確にされた。

新たな師団体制の特徴をみるために、「陸軍管区表」にしたがった大隊区と管轄区域の関係を第4表として整理した。

第3表 師団・旅団・連隊の配置

(1888年)

師団		歩兵				特科部隊
		旅団		連隊		
番号	司令部所在地	番号	司令部所在地	番号	所在地	所在地
1	東京	1	東京	1	東京	東京
				15	高崎	
		2	佐倉	2	佐倉	
2	仙台	3	仙台	3	東京	仙台
				4	仙台	
		4	青森	16	新発田	
				5	青森	
3	名古屋	5	名古屋	17	仙台	名古屋
				6	名古屋	
		6	金沢	18	豊橋	
				7	金沢	
				19	名古屋	
4	大阪	7	大阪	8	大阪	大阪
				9	天津	
		8	姫路	10	姫路	
				20	大阪	
5	広島	9	広島	11	広島	広島
				21	広島	
		10	松山	12	丸亀	
				22	松山	
6	熊本	11	熊本	13	熊本	熊本
				23	熊本	
		12	小倉	14	小倉	
				24	福岡	

出典：明治21年勅令第31号「陸軍常備団隊配備表」

- 1) 特科部隊は、騎兵大隊・砲兵連隊・工兵大隊・輜重兵大隊で、それぞれの大隊番号・連隊番号は所属する師団番号と同じ。
- 2) 要塞砲兵警備隊・憲兵・屯田兵はここに記載がない。
- 3) 歩兵第5連隊の第三大隊は函館に分屯。大阪特科部隊の第4大隊は伏見に駐屯。

第4表 大隊区と管轄区域

(1888年)

師管 番号	旅管 番号	大隊区 司令部	警備隊区	管轄県・郡・区	
1	1	麻布		東京府 10区 4郡	
				神奈川県 5郡	
				埼玉県 2郡	
		横浜		神奈川県 1区 10郡	
				山梨県 全県	
	高崎		群馬県 全県		
	長野		埼玉県 10郡		
		小笠原島	長野県 全県		
	2				東京府 小笠原島
					佐倉
水戸					茨城県 12郡
本郷					東京府 5区 3郡 埼玉県 6郡
	宇都宮	栃木県 全県 茨城県 6郡			
2	3			仙台 宮城県 1区 13郡	
				福島 福島県 18郡	
				新発田 新潟県 1区 7郡	
				柏崎 新潟県 8郡	
		佐渡	新潟県 3郡		
	4				青森 青森県 全県 岩手県 3郡
					盛岡 岩手県 16郡 宮城県 3郡
					秋田 秋田県 全県
山形 山形県 全県					
3	5			名古屋 愛知県 1区 5郡	
				津 三重県 17郡	
				豊橋 愛知県 9郡 静岡県 8郡	
				静岡 静岡県 15郡	
	6				金沢 石川県 全県
					富山 富山県 全県 岐阜県 3郡
					岐阜 岐阜県 11郡 愛知県 5郡
					福井 福井県 8郡 岐阜県 11郡

師管 番号	旅管 番号	大隊区 司令部	警備隊区	管轄県・郡・区	
4	7			大阪 大阪府 5区 22郡	
				和歌山 和歌山県 全県 奈良県 2郡	
				大津 滋賀県 全県 三重県 4郡	
				京都 京都府 2区8郡 奈良県 13郡	
	8				姫路 兵庫県 13郡 鳥取県 8郡 岡山県 2郡
					岡山 岡山県 1区 18郡 鳥取県 6郡
					神戸 兵庫県 1区 10郡 大阪府 5郡
					宮津 京都府 10郡 兵庫縣 10郡
	5	9			広島 広島県 1区 8郡
					尾道 広島県 9郡 岡山県 11郡
					山口 山口県 全県
		10			
隠岐 島根県 4郡					
丸亀 愛媛県 13郡					
6	11			徳島 徳島県 全県	
				松山 愛媛県 17郡	
				高知 高知県 全県	
				熊本 熊本県 1区 9郡	
	12				宮崎 宮崎県 全県 大分県 4郡
					八代 熊本県 1区 6郡 鹿児島県 6郡
					鹿児島 鹿児島県 17郡
					大島 鹿児島県 3郡
	沖繩 沖縄県 全県				
6				小倉 福岡県 6郡 大分県 8郡	
				佐賀 佐賀県 8郡 福岡県 5郡	
				福岡 福岡県 1区 20郡	
				長崎 長崎県 1区 7郡 佐賀県 2郡	
	五島 長崎県 南松浦郡				
	対馬 長崎県 上下縣郡				

出典：明治21年勅令32号「陸軍管区表」

1) 原史料では、大隊区司令官が管轄する郡名・区名は具体的な名称で記載されているが、煩雑さを避けるためここでは区や郡の数だけを掲載した。

鎮台条例の体制下と比較すると、1888(明治21)年はわが国で市制が敷かれる直前だったため引き続き区・郡単位で徴募区が設定されてはいるものの、新たな管区は府県名を明確にして徴募区を示すようになっていく。依然として複数の大隊区に分割された地域はあるが、鎮台条例の下で軍管を跨いだ徴募区の設定、すなわち新たな体制でいえば師管を跨いだ徴募区が設けられる府県はなくなった。以前には入営地が複数の鎮台にわたっていた長野県と和歌山県は、いずれも全県が同じ大隊区の管轄へ移行しており、同県人がまとまって同じ連隊に所属するようになった。

この時点でも異なる大隊区に分割されている府県はかなりの数に上るが、その場合でも同じ師管内に収まっているから、同郷の歩兵たちは少なくとも同じ師団には所属していたことになる。その意味でここからは、陸軍の歩兵部隊が徐々に郷土部隊としての性格を強めつつあることを見て取ることができる。

また、大隊区の管轄が複数の県にわたるケースが25区あるから、連隊のおよそ半数は複数県の出身者が混在していたことになる。師団の増設、したがって連隊の増設を図る以上、すべての連隊を単純に郷土部隊あるいは郷土連隊としては仕立てられない事情もあったことを窺わせている。

新たな管区にもとづいて、長野大隊区で徴集された兵員は基本的に高崎第15連隊へ入営することとなった(特科部隊は東京)<sup>注21</sup>。

## II. 師団増設と歩兵第50連隊

### 1. 日清戦争と軍拡

#### 1) 日清戦争までの兵力

1888(明治21)年に師団一旅団一連隊という陸軍の基本的な部隊編制を整えてから日清戦争までの間に、延び延びになっていた近衛師団の編制が完成した。近衛歩兵については第1連隊～第4連隊が1887(明治20)年までに編成されていたが、師団の編制が遅れていたのである。1890(明治23)年に近衛条例が廃止されると同時に、「近衛師団司令部条例」が制定されることで近衛歩兵4個連隊を擁する近衛師団が発足した。したがって日清戦争までに、わが国の陸軍は、近衛師団を含めて7個師団の編制となっていた

のである。1890(明治23)年の「陸軍定員令」によれば、1個師団の定員は9,199人だから<sup>注22</sup>、日本陸軍は概ね6万4,000人の常備軍を編成していたと考えてよい。

日清戦争直前の1893(明治26)年末、陸軍の常備軍はこれら7個師団(騎兵7大隊・野戦砲兵7連隊・工兵7大隊・輜重兵7大隊を含む)に要塞砲兵隊・対馬警備隊・憲兵隊・屯田兵隊を加えて、総員63,368人の平時編制であり、さらに予備役軍人9万4,676人、後備役軍人10万6,053人が動員可能な状態だった。この平時編制をベースに、戦時編制への移行を前提とした同時期の動員計画は、基幹7個師団で12万3,047人に、兵站部・守備部隊・補充隊などを加えて総員22万580人の計画が準備されていた。

なお、この時期の兵力の推移を第5表によってみれば、日清戦争直前になると鎮台自体と比べてほぼ倍増していたことが判明する。同表の数値には常備団隊と予備役・後備役が含まれているため実際に動員された人員数は詳らかでないが、動員可能な兵員

第5表 陸軍兵力の推移

単位：人

	軍人	軍属	計
1881(明治14)	101,900	1,823	103,739
1882( 15)	119,554	2,119	121,732
1883( 16)	139,456	2,245	141,756
1884( 17)	148,964	2,989	151,953
1885( 18)	176,237	3,238	179,475
1886( 19)	195,024	2,339	197,363
1887( 20)	207,994	2,524	210,518
1888( 21)	245,214	2,939	248,153
1889( 22)	245,528	3,154	248,682
1890( 23)	255,675	3,277	258,952
1891( 24)	267,895	3,202	271,097
1892( 25)	268,110	3,140	271,250
1893( 26)	271,623	3,069	274,693
1894( 27)	290,137	3,991	294,128
1895( 28)	260,400	6,119	266,519
1896( 29)	288,063	5,748	293,811
1897( 30)	320,056	7,272	327,328
1898( 31)	215,808	7,311	323,129

出典：『陸軍省統計年報』(陸軍省)

1) 明治19年は、明治20年の対前年増減値から計算した数値。

数として兵力の目安となる。

## 2) 日清戦争までの兵役制度

1873(明治6)年に発布されたわが国最初の徴兵令では、20歳になった男子が徴兵検査を受け、検査合格者の中から抽選で常備軍の兵役に服する(入営する)規定だった。兵役区分の設定は次のようになっていた<sup>注23</sup>。

- ・常備軍(在営3年)
- ・第一後備軍(服務2年、常備軍の服務を終えた者を対象に年1回の召集・訓練)
- ・第二後備軍(服務2年、第一後備軍の服務を終えた者が対象で、本業に専念)

これ以外に、常備軍・後備軍に服務していない17歳～40歳の男子全員が「国民軍」に登録される規定で、動員時には管内の守備に就くこととなっていた。原則は国民皆兵だが、官庁勤務者・官公立学校生徒・医術等修行中の者・一家の主人の他、270円の代人料を納める者は、常備軍兵役の免除者とされていた。

1875(明治8)年に「後備軍召集条例」の制定により動員の体制を整備した後、1879(明治12)年には、国民軍の規定はそのままに、免役規定をより厳格化するとともに、

- ・常備軍(服務3年)
- ・予備役(服務3年)
- ・後備役(服務4年)

と変更した。さらに1883(明治16)には、

- ・常備役(現役3年、予備役4年)
- ・後備役(5年)

と改正して兵役を12年へと延長することとなった他、服役中の費用を自弁することができる者の在営期間を短縮する「一年志願兵」制度も導入した。

1889(明治22)年になり徴兵令は全面的に改正され、兵役区分は次のように変更された。すなわち、

- ・常備兵役(現役3年、予備役4年4ヶ月)
- ・後備兵役(常備兵役後5年)
- ・補充兵役(第一補充兵役7年4ヶ月、第二補充兵役12年4ヶ月)

とされ、常備・後備を合わせた兵役は12年4ヶ月へとわずか4ヶ月だけだが延長された。ここでいう第一補充兵役とは

「其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服」

し、第二補充兵役は

「其年所要ノ第一補充兵員ニ超過スル者之ニ服ス」  
(改正徴兵令第5条)

とされ、現役兵超過者が第一補充兵、第一補充兵超過者が第二補充兵という位置づけだった。これら補充兵は、服役初年に限って戦時に召集されることとなっていた。すなわち、

「現役兵ノ補缺ニ充テ又戦時若クハ事変ニ際シ之ヲ召集ス 但第一補充兵ヲ以テ現役兵ノ補缺ニ充ツルハ其服役ノ初年ニ限ル」(同令第17条)

と規定されていた。

また、1889(明治22)に全面改正された徴兵令では、在学徴集延期を26歳までに限定し、より国民皆兵の実効性を高める措置がとられた。さらに、小学校教員に軍隊を経験させることで軍事思想・皆兵思想を子供たちへ浸透させるため、師範学校教員の徴集猶予を廃止して6週間現役制も設けられた。

1889(明治22)徴兵令で注目すべきは、「一年志願兵制度」であろう。中学校卒業以上の学歴で、服役中の費用を自弁することができて予備役幹部となることを希望する者を対象に、特別の教育を受けさせるため1年間現役として服務させ、終末試験に合格すれば軍曹として予備役に編入し、勤務演習召集教育を経た後に将校(少尉)に任官させるという、特異な制度である。だが、この制度は実際には、学力のある富裕層が兵役の服務期間を短縮するための方便として利用するケースが多かったと言われる<sup>注24</sup>。

以上のごとく、徴兵制度も、師団増設による陸軍兵力の増強に適合するよう変更されていったことがわらう。

## 3) 日清戦争での動員

日清両国が宣戦布告した直後の1894(明治27)年8月から10月にかけて、日本軍は第1軍・第2軍の戦闘序列を発令した。山県有朋大將率いる第1軍は第3師団・第5師団を基幹とする編制、第1師団・第2師団および第6師団の第12混成旅団を基幹とする編制の第2軍の司令官は大山巖大將が務めていた<sup>注25</sup>。日清戦時中の1895(明治28)年には、屯田兵を母体とした臨時第七師団が編成され、さらに後備歩兵39個大隊も編成されたから、陸軍は全8個師団を超える兵力でこの戦争に臨んだことになる。

戦闘自体は、周知のように日本軍に有利に展開した。

第1軍は10月に朝満国境の鴨緑江に達し、さらに満州へ進出して12月には海城を占領した。その一方、

第2軍は11月に遼東半島の旅順を攻略し、翌年2月には山東半島に進出して威海衛を占領した。最終的には下関条約の締結によって両国間の講和が成立したが、講和交渉に際しより有利な条件を引き出すために日本政府は、いわゆる直隸平野作戦を準備したし、南方の澎湖諸島をも占領した。この過程で実際に、近衛師団と第4師団が遼東半島へ侵攻した(臨時第7師団も東京で待機)。

このようにみえてくると、日清戦争の過程で陸軍は、何らかのかたちで8個師団すべてを動員したのであり、参謀本部の集計によれば、日清戦争の全過程を通じて動員された総数は国内・国外合わせて24万616人、国外の朝鮮・中国・台湾で従軍した人員だけでも約17万4,000人に上った<sup>注26</sup>。

#### 4) 第15連隊の動向

長野県から徴集された人員が入隊した高崎第15連隊は、大山大将率いる第2軍に所属した。日清戦争時、第2軍は3個師団を基幹とする大部隊であった。旅順口攻略の後、第15連隊は1895(明治38)年の年明け早々、蓋平城を占領したうえ營口方面で清国軍と対峙した。最終的には清国軍に包囲された海城の第3師団と連絡を取りながら2月の海城奪回戦に参加し、5月に日本に帰還した<sup>注27</sup>。

この間、第15連隊に所属して戦闘に参加した松本町出身の兵員は、将校13人・兵卒40人・予備役19人・後備役60人であり、合計132名に達した<sup>注28</sup>。日清戦争をめぐっては松本市の各団体も後援にあたっており、額は不明だが学校等で集めた募金が陸海軍に寄附されているし、平壤・旅順等の要衝が陥落する度に祝賀会を兼ねた運動会が小学校で開催された。開智学校では、戦利品の縦覧会が開催され、その後の博物館の萌芽となっている。

## 2. 日露戦争と歩兵第50連隊

### 1) 日清戦後の兵力増強

下関講和条約で清国に遼東半島の割譲を認めさせたにもかかわらず、いわゆる3国干渉により日本政府は遼東半島の領有を放棄することとなり、この後はロシアを仮想敵国とした軍事力の増強が政策の基調となってゆく。日清戦後の陸軍軍備拡充計画では、臨時第7師団の常設化を含めて兵力を13個師団へ拡充し、全師団の基幹野戦隊は平時編制で約15万4,000

人、戦時編制では約29万4,000人とする計画だった。再び第5表によって日清戦後の兵力増強の様子をみると、常備・後備を合わせた兵員数は日清戦前から約5万人の増加となり、1896(明治29)年には、陸軍が計画した動員可能兵員数約30万人に到達した。日清戦後の陸軍兵力拡充は、平時編制約16万3,000人を基盤に、1904(明治37)年には約54万5,000の兵員を動員する計画で進んだ<sup>注29</sup>。

また、同年にはそれまでの定員令が廃止され、師団の平時編制として騎兵大隊を連隊に、砲兵大隊も連隊に、野戦砲兵連隊は野砲連隊・山砲連隊に2分したため、1個師団の平時編制人数は従来の9,199名から約1万人へと増加している。

このとき陸軍は、新たな常備団隊配備表の原案を作成しており、そこでは、増設される第10師団の司令部は京都府の福知山に置かれる計画だった。ところが、福知山が師団司令部の候補地になっていることが伝わるや、福知山城とその周辺地域の土地が買い占められる事態となり、地価が50倍に高騰したという。しかも、現地調査の結果、2個連隊と特科部隊を配置するには土地が狭すぎることも判明し、最終的に第10師団の司令部は姫路に置かれることになり(第6表参照)、福知山には歩兵第20連隊と工兵大隊のみが配置されたのである。このような当初計画からの変更は、他の連隊所在地についてもみられ、多くは土地の面積と地価高騰が変更の主な原因だったごとくである<sup>注30</sup>。

1896(明治29)年に陸軍は、それまでの大隊区司令部条例に替わって連隊区司令部条例を制定し、すでに歩兵部隊の中核となっていた連隊を、徴兵の基本的単位とする方式が定まった。すなわち、連隊区司令部条例第2条には、

「(連隊区)司令官ハ師団長ニ隷シ連隊区内徴兵事務及召集事務ヲ掌ル」

と明記され、「大隊区」が「連隊区」へ切り替わって連隊と徴兵との関係がより鮮明となった。これに合わせて「陸軍管区表」も改正され、13個師団の主力たる全52個連隊の連隊所在地が第6表のように示された。

北海道全土を対象とした徴兵はまだ実施できていなかったため常設の扱いではなかった臨時第7師団も、1899(明治32)年には、歩兵4個連隊と騎兵連隊・野戦砲兵連隊・工兵大隊・輜重兵大隊を擁する本格

第6表 師団・旅団・連隊の配置 (1900年)

師団		歩兵			
番号	司令部所在地	旅団		連隊	
番号	司令部所在地	番号	司令部所在地	番号	所在地
近衛	東京	近1	東京	近1	東京
				近2	東京
		近2	東京	近3	東京
				近4	東京
1	東京	1	東京	1	東京
				15	高崎
2	東京	2	東京	2	佐倉
				3	東京
2	仙台	3	仙台	4	仙台
				29	仙台
		15	新発田	16	新発田
				30	村松
3	名古屋	5	名古屋	6	名古屋
				33	名古屋
		17	豊橋	18	豊橋
				34	静岡
4	大阪	7	大阪	8	大阪
				37	大阪
		19	伏見	9	大津
				38	伏見
5	広島	9	広島	11	広島
				41	広島
		21	山口	21	浜田
				42	山口
6	熊本	11	熊本	13	熊本
				45	鹿児島
		23	大村	23	熊本
				46	大村
7	旭川	13	旭川	25	札幌
				26	旭川
		14	旭川	27	旭川
				28	旭川
8	弘前	4	弘前	5	青森
				31	弘前
		16	秋田	17	秋田
				32	山形
9	金沢	6	金沢	7	金沢
				35	金沢
		18	敦賀	19	敦賀
				36	鯖江
10	姫路	8	姫路	10	姫路
				40	鳥取
		20	福知山	20	福知山
				39	姫路
11	善通寺	10	松山	22	松山
				44	高知
		22	善通寺	12	丸亀
				43	善通寺
12	小倉	12	小倉	14	小倉
				47	小倉
		24	久留米	24	福岡
				48	久留米

出典：明治32年9月「陸軍常備部隊配備表」

1) 原史料では、第11師団司令部の所在地と第22旅団司令部の所在地が「丸亀」と記載されているが、それは当初の計画であり、実際に司令部が置かれたのは善通寺のため表には「善通寺」を記載した。

的な師団として、司令部を仮設の札幌から旭川へ移し、正式に第7師団として発足した。

こうして日清戦後の兵力増強計画は、ほぼ1900(明治33)年には完成する。この後、陸軍管区表にはいくつかの修正が加えられたので、ここでは、日露戦争直前1903(明治36)年の管区表を表示した第7表と、大隊区条例下の状態を示す第4表とを比較しておきたい。

新たな常備軍配備にあっても、師団司令部の所在地に2個連隊を配置する基本方針は変わっていないが、第8師団と第11師団だけは例外的に4つの連隊がすべて異なる所在地に配置された。この点については、第10師団司令部と同様、師団誘致に端を発する地価高騰、あるいは土地面積や立地の問題という事情が背景にあったと考えてよいだろう。

第7表の管轄区では基本的に、各県下の郡と新たに誕生した市が記載されている。例外的に東京府・京都府では「区」が記載されているが、行政上はかつての東京15区・京都2区がまとめて東京市・京都市へ移行してもなお、それぞれの市の行政区として存続したことによる。

表中の管轄区域をみると、連隊区の管轄が複数の県に跨がるケースは25区から23区へと、わずかだが減少している。かつて富山県と岐阜県に跨がっていた富山大隊区は、新たに富山県全域を徴募区とする富山連隊区として成立し、そこで召集された人員は金沢に駐屯する第35連隊にまとめて入営するようになった。同様に、岐阜・愛知両県を管轄した岐阜大隊区も岐阜県のみを管轄した岐阜連隊区となり、敦賀の第19連隊へ入隊する仕組みとなった。さらに、徴募区が長崎・佐賀の2県にわたっていた長崎大隊区も、管轄区が長崎県内に収まる大村連隊区(第46連隊入営)となった。徴募区を単一の県に整理するこれらのケースがある一方で、例えば管轄区が宮城県1県で済んでいた仙台大隊区は逆に、宮城県に加えて福島県の一部もカバーする仙台連隊区へと移行した。

このような事情から全体としては、新たに2つの連隊区が、同じ県の出身者だけで連隊を構成するという郷土色の強い連隊になったとはいえ、富山連隊区・岐阜連隊区のいずれも県内に駐屯する連隊はないから、出身県とは異なる県に駐屯する連隊への入営となっている。県内全体が単一の連隊区となっているにもかかわらず、徴募兵が県外の連隊に入営す

第7表 連隊区の管轄府県と連隊

(1903年)

師管番号	連隊区	警備隊区	管轄県・市・郡・区	徴集連隊	連隊所在地	師管番号	連隊区	警備隊区	管轄県・市・郡・区	徴集連隊	連隊所在地
1	麻布		東京府 10区 5郡	第1	東京	7	札幌		北海道 2区 31郡		
			神奈川県 2郡								
	横浜		神奈川県 1市 9郡					函館		北海道 1区 15郡	
			山梨県 全県				釧路		北海道 27郡		
	高崎		群馬県 全県	第15	高崎	8	旭川		北海道 1村16郡		
			埼玉県 5郡							盛岡	
	長野		長野県 全県			9	弘前		青森県 全県 岩手県 2郡	第31	弘前
		小笠原島	東京府 小笠原島					秋田		秋田県 全県	第17
	佐倉		千葉県 全県	第2	佐倉	9	山形		山形県 全県	第32	山形
	水戸		茨城県 1市 11郡						金沢		石川県 全県
本郷		東京府 5区 3郡	第3	東京	9	富山		富山県 全県	第35	金沢	
		埼玉県 4郡						岐阜		岐阜県 1市 12郡	第19
宇都宮		栃木県 全県			10	鯖江		福井県 1市 8郡 岐阜県 6郡	第36	鯖江	
		茨城県 3郡					姫路		兵庫県 1市 8郡 岡山県 1市 6郡	第10	姫路
2	仙台		宮城県 1市 13郡 福島県 2郡	第4	仙台	10	鳥取		岡山県 5郡 鳥取県 全県 兵庫県 2郡	第40	鳥取
	福島		福島県 1市 15郡	第29	仙台			福知山		京都府 10郡 兵庫県 7郡 福井県 3郡	第20
	新発田		新潟県 1市 7郡	第16	新発田		神戸			兵庫県 1市 6郡 大阪府 3郡	第39
	柏崎		新潟県 8郡	第30	村松				松山		愛媛県 全県
	佐渡	新潟県 佐渡郡				11	高知		高知県 全県	第44	高知
3	名古屋		愛知県 1市 9郡	第6	名古屋		丸亀		香川県 全県	第12	丸亀
	津		三重県 2市 13郡	第33	名古屋		徳島		徳島県 全県	第43	丸亀
	豊橋		愛知県 10郡	第18	豊橋		12	小倉		福岡県 2市 9郡 大分県 4郡 山口県 1市 1郡	第14
			静岡県 3郡							大分	
静岡		静岡県 1市 10郡	第34	静岡	福岡			福岡県 1市 5郡 佐賀県 全県	第24		福岡
4	大阪		大阪府 5市 6郡	第8		大阪		大村		長崎県 2市 6郡	第46
	和歌山		和歌山県 全県	第37	大阪		五島	長崎県 南松浦郡			
			奈良県 2郡 兵庫県 2郡					対馬	長崎県 上下縣郡		
	大津		滋賀県 全県 三重県 2郡	第9	大津						
京都		京都府 2区 8郡 奈良県 1市 8郡	第38	伏見							
5	広島		広島県 2市 7郡	第11	広島						
	尾道		広島県 1市 7郡 岡山県 8郡	第41	広島						
		浜田		島根県 1市 12郡 広島県 2郡	第21	浜田					
	山口			山口県 10郡	第42	山口					
		隠岐	島根県 4郡								
6	熊本		熊本県 1市 9郡	第13	熊本						
	鹿児島		鹿児島県 1市 7郡	第45	鹿児島						
			大島	鹿児島県 2郡							
		沖縄	沖縄県 全県								
	宮崎		宮崎県 6郡 鹿児島県 3郡	第23	熊本						
久留米		福岡県 1市 5郡	第48	久留米							
		熊本県 3郡									

出典：「官報」明治36年2月および「歩兵隊兵員徴集区指定表」

る事情は長野連隊区でも同じであり、長野県の場合、徴募区の制度が大隊区から連隊区となっても人員が基本的に高崎第15連隊に入営することには変わりはない。やや変則的な郷土部隊化だったといえよう。

この時点では富山・岐阜両県のように、連隊区が置かれたにもかかわらず同県内には連隊が存在しないという地域がかなり存在し、横浜・長野・水戸・宇都宮・福島・津・和歌山・宮崎・盛岡・富山・岐阜・徳島・大分の13連隊区がそれにあたる。その意味で、郷土部隊としての内実を持たない連隊が依然として数多くあったことには留意すべきである。

## 2) 松本の連隊誘致活動

日清戦後には、松本町による軍隊誘致活動が再開した。以前の誘致活動によってすでに用地も確保されていたこともあり、日清戦後の師団増設を機に再び軍隊を松本に誘致しようということだった。このときは、師団ではなく、高崎の歩兵第15連隊が松本へ移管されることとなり官報にも公示されたという<sup>注31</sup>。確かに1897(明治30)年の官庁職員録には、「歩兵第十五聯隊 松本(高崎)」の記載があり、松本への移管が既定路線となっていたことを窺わせている<sup>注32</sup>。

また、松本町役場が残した文書に、1897(明治30)年の寄附金徴集に関する記録がある。それら文書のタイトルには「明治卅年八月 第拾五聯隊營所敷地 献納寄附金領収簿 松本町役場」あるいは「明治卅年八月 第拾五聯隊敷地 献納寄附金拂預覚 松本町役場庶務」と記され、明らかに第15連隊を特定した誘致活動だったことが示されている<sup>注33</sup>。これらの文書には町会ごとの寄附額が記されており、松本町の各町会から同年8月中に総額3,500円以上の寄付金が寄せられていたことが記載されていることから、このときの誘致活動が実現の一手手前まで届いていたことは間違いない。第15連隊の松本移管を前提に誘致活動が進んだ背景には、前述のごとく、この時期に長野県から徴集される兵員は原則としてすべて高崎第15連隊へ入営していたという事情があった。

後の日露戦争中に松本町が熱心に取り組んだ連隊誘致活動の際に、それまでの活動経緯を記した書面が「有志惣代 小里頼永」(松本町長)から陸軍大臣に提出されており、そこからは第15連隊の誘致をめぐるかつての動きがある程度、判明する。すなわち、1896(明治29)年5月に松本町は、第15連隊の兵営を設置するための土地2万坪を寄附したい旨の願

書を提出した上で、それ以外に陸軍省が独自に買い上げる予定の土地についても、予定額内に収まるよう地権者との交渉を滞りなく行った。陸軍省からは翌1897(明治30)年11月に、松本町が寄附しようとしている土地は陸軍が計画していた兵営建築用の敷地以外の部分を含むため、その点も検討するよう指令があり、急ぎ松本町の有志がその買上手続きに着手した。松本町側が進めた手続きは翌1898(明治31)年3月頃までの時日を要したため、その間に当時の菅谷司馬町長が陸軍建築部と頻りに連絡を取り合っていたが、その最中に菅谷町長が病に倒れたにもかかわらず後任の牧野岸治町長も精力的に土地買い上げと取り組んだ結果、1899(明治32)年3月に土地献納願いを桂太郎陸軍大臣宛で提出した。その甲斐があり、3月29日付で長野県知事から、

「其町有志惣代牧野岸治ヨリ別紙記載ノ地所兵営敷地トシテ左記条件ヲ付シ陸軍省ヘ献納出願ノ趣キ聞届相成候ニ付官有地第二種陸軍省用地ニ偏入候条其旨関係者ヘ通達スベシ 右訓令ス」  
との訓令が松本町役場へ届いた。ここで付された条件とは、

- ①陸軍が使用するまでは寄付者が土地を利用することができること
- ②陸軍が使用しない土地があれば寄付者へ返還すべきこと

の常識的な2点だったので、松本町民は連隊誘致が実現したとして大いに喜んだ。ところがこの年の10月になって、陸軍の常備団隊配備表が改正されたことを理由に第15連隊の誘致は取り消しとなったため、2万坪の土地と松本町で集まった約1万円の寄付金は宙に浮いたばかりか、町民の努力も徒労に終わった。ただし、連隊用地として確保した土地については、再びの誘致可能性を信じ、牧野町長名義に統一して来たるべき将来のために温存していた。

鎮台時代に一旦は陸軍の用地となったものの長野県へ払い下げられ、1896(明治29)年に再び陸軍用地となりながら又しても不要になった6万坪の土地については、その一画に県立女子師範学校が建設されただけで、他の土地は単に苗圃として利用しているだけなので地価は安い状態で維持していた。最終的には長野県がこの土地の一部について陸軍からの払い下げを受け、養蚕試験場の用地とした。養蚕試験場が、後の第50連隊駐屯地に隣接しているのは、こ

のような経緯による。

こうした経緯を経て、日露戦争中の第50連隊誘致が松本で実現するのである。

### 3) 日露戦争での戦闘と動員兵力

1900(明治33)年に中国で義和団の乱が起こり、翌年には中国と各国の間で個別に北京議定書が調印されたにもかかわらず、ロシアは満州から撤退しようとしなかった。列強諸国の非難を受けたロシアは1902(明治35)年になって、ロシアの満州からの撤退を内容とする満州撤兵協約を中国と結んだが、それでもロシアの撤退は実現しなかった。日本政府は日英同盟を背景に、いわゆる満韓交換による交渉妥結を目指したがロシアとの折り合いはつかず、遂に開戦を決断することとなったのである<sup>注34</sup>。

日露の開戦に際し参謀本部が計画した作戦は、韓国の制圧を経て兵員を満州南部に上陸させ、満州中部に位置する遼陽を主戦場に、大会戦に持ち込んで短期決戦で決着をつける、という内容だった。この戦略が、結果的に楽観に過ぎたことはその後の戦闘経過が示すとおりである。

この作戦計画を進めるため陸軍は満州軍総司令部の下、第1軍・第2軍・第3軍・第4軍(「軍」は師団の上の作戦単位)を編成して戦闘に臨んだ。戦闘部隊の指揮系統を示す戦闘序列は、戦況に応じて変更されるのだが、各軍における当初の戦闘序列を示せば、以下ようになっていた<sup>注35</sup>。

- ・ 第1軍戦闘序列：近衛師団(東京)、第2師団(仙台)、第12師団(小倉)、近衛後備歩兵旅団等
- ・ 第2軍戦闘序列：第1師団(東京)、第3師団(名古屋)、第4師団(大阪)、第5師団(広島)、第6師団(熊本)、後備歩兵旅団等
- ・ 第3軍戦闘序列：第11師団(善通寺)、第9師団(金沢)、第7師団(旭川)、後備歩兵旅団等(後に第1師団が第3軍に編入される)
- ・ 第4軍戦闘序列：第10師団(姫路)、遼東守備軍＝後備歩兵旅団等(後に第5師団が第4軍に編入される)

また、1905(明治38)年2月に発令された奉天会戦満州軍の戦闘序列は、

- ・ 第1軍戦闘序列：近衛師団、第2師団、第12師団

- ・ 第2軍戦闘序列：第3師団、第4師団、第6師団、第8師団
- ・ 第3軍戦闘序列：第1師団、第7師団、第9師団
- ・ 第4軍戦闘序列：第5師団、第10師団
- ・ 独立第13師団戦闘序列：4個旅団、後備第2師団(東京)
- ・ 韓国駐紮軍：第13師団、樺太守備隊、旅順要塞司令部、第14師団(宇都宮)、第16師団(京都)
- ・ 鴨緑江軍戦闘序列：第11師団(善通寺)、後備第1師団

となっていた。つまり、近衛師団を含め第1師団～第12師団の全13個師団が日露戦争では動員されたのである。この頃の野戦1個師団は1万8,000～2万人で編成されていたから、大まかに見積もっても20万以上の兵力が投入されたことになる。

作戦の概要は、第1軍が韓国から鴨緑江を渡り遼陽へ進み、第2軍は沙河河口に上陸し大連を占領後に第1軍と合流して北進、旅順要塞を攻略するために編成された第3軍は旅順攻略の後に遼陽へ進出、第4軍も主戦場たる遼陽へ侵攻、という戦略をとり、第1軍、第2軍とも5月までにはほぼ順調に遼陽に接近しつつあった。ロシア第1太平洋艦隊の主力が拠点としていた旅順港を機能不全に陥れるべく実行された、3度にわたる旅順口閉塞作戦が失敗した1904(明治37)年5月末、陸軍は旅順制圧を目的に乃木希典を司令官とする第3軍を編成し旅順要塞・旅順艦隊の攻略に乗り出した。

同年8月、第3軍は約5万の将兵を注ぎ込んで旅順港一帯に総攻撃を開始したが、約4万のロシア旅順守備隊を崩すことができず、日本側は1万以上の死傷者を出しながら旅順要塞の攻略に失敗した。この後も第3軍は第2次旅順総攻撃でも旅順要塞を攻略できず、年末の第3次総攻撃でようやく203高地を含む要衝の攻略に成功し、翌1905(明治38)年の年明け早々に旅順要塞を占領した。半年に及ぶ激しい戦闘を通じ投入した兵員の延べ人員は13万人、そのうち1万5,390人が戦死、負傷者も4万3,914人という大損害を出す結果となった<sup>注36</sup>。

第3軍による旅順要塞攻略が予想外に手間取っている間に、遼陽へ向け進軍する日本軍約12万は奉天から南下する約22万のロシア軍と沙河で衝突、1904(明治37)年8月28日には遼陽での大会戦に突入する。

当初は、旅順攻略を終えた第3軍も参加して遼陽での決戦に臨む作戦を立てていた日本軍総司令部は、8月半ばを期して第1軍・第2軍・第4軍による遼陽総攻撃を開始する決断をしたのである。旅順での戦いが長引くようだと、その間にロシア軍がますます増大することを危惧したためだと言われる。9月3日まではロシア軍が遼陽から退却することで遼陽会戦の主要な戦闘はほぼ1週間で収束し、この会戦は日本軍の勝利で終わる。遼陽会戦に参加した日本軍将兵13万4,500人、うち死傷者は2万3,533人、対するロシア軍の参戦戦闘員は22万4,600人だった<sup>注37</sup>。

#### 4) 臨時編製の独立第13師団と歩兵第50連隊

遼陽会戦の後、両軍ともに弾薬・兵員補充の必要から、日本軍は遼陽、ロシア軍は沙河付近に陣取って対峙し、翌年3月には遼陽の北方約100キロに位置する奉天で激戦が繰り広げられ、最終的には日本軍が奉天を占領した。こうして、日露戦争の陸戦はほぼ終わる。

日本軍が遼陽会戦に入る直前の8月半ば頃に日本軍は、旅順攻略作戦で1万5,000人以上という膨大な数の死傷者を出していた。実は、この頃にはすでに満州軍参謀部は、将兵の消耗に対する強い危惧を抱いていた。日本軍の指導部は極東ロシアの兵力が8月中に約20個師団に達すると見積もっていたから、13個師団という当時の日本陸軍の兵力ではとても対抗できないとして、各歩兵連隊に1個大隊を増設、各騎兵連隊にも1個中隊を増設するという、緊急の対応策がとられたのだが、根本的には師団を増設することで兵力増強を図る他ないことは明らかだった。

遼陽会戦の直後、1904(明治37)年9月28日に改正徴兵令が公布された。その第4条には、

「後備兵役ハ陸軍ハ十箇年海軍ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス」

と明記され、後備兵役はそれまでの5年から10年に延長された。師団の増設を可能にするために必要な措置であり、陸軍は徴兵令改正を待って早速、後備第1師団および後備第2師団の編制に着手した。まず、1904(明治37)年10月に後備第1師団が韓国で編成され、次いで後備第2師団は翌1905年1月に東京で編成された。

大本営は旅順の陥落を見届けてから第3軍の編制替えを行い、新たに1軍を立ち上げ鴨緑江軍と名付けた。鴨緑江軍は韓国駐劄軍司令官の指揮下に入り、

後備第1師団は鴨緑江軍に所属して奉天会戦を戦う。

日露戦中には後備第1師団・後備第2師団以外にも、7個の後備混成旅団・6個の後備歩兵旅団・1個の独立銃砲兵旅団が編成されたが、戦中に行われた最大の兵力増強は臨時編成された4箇師団の新設だった。

1905(明治38)年3月に独立第13師団、翌4月には第14師団が編成された。7月にも第15師団・第16師団が編成されたことで陸軍の師団数は、後備師団・近衛師団を含めた全19箇師団にまで膨れ上がった。こうした兵力増強も奏功し、最終的にこの年の9月に日露間での講和条約が成立して日露戦争は終結した。この戦争に動員された日本側の総人員は延べ102万7,014人という夥しい数に上り、現松本市域(旧松本市および16カ村)の全従軍兵士数は1,354人で、その8.1%にあたる110人の戦死・戦病死者を出した<sup>注38</sup>。

#### 5) 常備団隊となる第13師団

兵力増強の必要から日露戦中には、臨時に動員された第13～第16の4箇師団だけでなく後備役として動員された師団や旅団もまた、臨時編制だったため戦争終結とともに動員が解除されて解隊されるはずだった。しかし、大陸進出に乗り出し、殊に満州での權益にこだわる陸軍にとって戦力増強は最優先課題だったから、原則どおりに臨時動員部隊が解隊されることにはならなかった。

日露戦争の終結となるポーツマス条約は未だ締結されていなかったが、すでに日本側に有利な形勢となっていた1905(明治38)年7月、日本政府は、密約の覚書であるいわゆる桂・タフト協定をアメリカと結び、事実上、韓国を日本の保護国とすることをアメリカに認めさせた。翌8月には日英同盟を改定し(第2次日英同盟)、韓国の保護国化をイギリスにも認めさせた。日露戦後の日本外交は、日露戦争で獲得した大陸進出のための拠点の名実ともに確固たるものにするを基本に進められたのである。

米英に韓国に関する日本の權益を承認させたうえで日本政府は、韓国との間に成立させた第2次日韓協約を通じて韓国の外交権を奪い、韓国の属国化を着々と進めた。このことは必然的に、日本の植民地としての内実を固めるため韓国に駐留する軍力が必要であること、つまりは兵力を増強せよという軍部の要求につながったのは当然の成り行きである。

日露戦後間もない1906(明治39)年に陸軍は、平時編制で25箇師団、戦時編制では50箇師団という途方

もない兵力整備計画を立てると同時に、戦中に臨時動員した第13～第16師団を常設師団へと移行させた(これら4個師団以外の後備師団等は解隊となった)。

こうして、日露戦中から戦後にかけて実施された師団増設の過程で、臨時編制の師団として誕生した独立第13師団は常設師団となり、その第13師団に所属したのが、松本を衛戍地(駐屯地)とする第50連隊だった。

## 6) 続く増師問題と新たな徴募区

翌1907(明治40)年に策定された初の「帝国国防方針」には、陸軍が要求する25箇師団の常備団隊化(近衛師団を含めて25個師団)が計画として盛り込まれたが、陸軍が求める8個師団増設のうち、さしあたって1907年中に実現したのは第17師団・第18師団と2個騎兵旅団・2個銃砲兵旅団・1個野戦砲兵旅団・1個交通兵団のみだった<sup>注39</sup>。「帝国国防方針」で計画された8個師団増設にまだ不足する6個師団については当面、財政状況の好転を待って整備することが既定方針となった。

ところが、1911(明治44)年に中国で起こった辛亥革命に危機感を抱いた陸軍は、南満州の権益を確保するため韓国に駐留させる2個師団の増設を強く政府に要求した。西園寺内閣は陸軍による2個師団増設要求を認めなかったため、上原勇作陸軍大臣は帷幄上奏のうえ大臣を辞任した。問題は、上原陸軍大臣の後任を、陸軍が出さなかったことである。つまり陸軍は、軍部大臣現役武官制を楯に第2次西園寺内閣を総辞職に追い込んだのであり、兵力増強のためには手段を選ばない姿勢だった。その後は元老会議が推薦する首相候補者が相次いで辞退するなか、最終的には陸軍大将であり侍従長も経験した桂太郎を首班とする第3次桂内閣が、新任陸相も入閣して成立した。

第一次護憲運動に抗しきれず、わずか50日で第3次桂内閣が退陣した後、新たに組閣したのはやはり軍人で海軍大将の山本権兵衛だった。政党を与党とする山本首相は軍部大臣現役武官制を改正し、陸相・海相に就任できる将官の範囲を予備・後備まで拡大した。第1次山本内閣は政党寄りの政権運営をしたこともあり、陸軍が求める当面の2個師団増設を認めなかったが、その後に成立した第2次大隈内閣の下で、1915(大正4)年に2個師団の増設は漸く実現した。その背景には、すでに第一次世界大戦が始まって、

中国におけるドイツの権益奪取を狙う日本政府がドイツに宣戦布告する一方、21か条要求を中国の袁世凱政府に突きつけるなど、世界情勢が緊迫するなか、軍備増強への圧力が一段と強まっていた時期、という事情があった。新たに増設が認められた2個師団については、第19師団が1916(大正5)年に韓国羅南で、第20師団は1919(大正8)年にやはり韓国の京城(現在のソウル)で編成された。

1906(明治39)年に第13～第16の4個師団を増設したことで陸軍管区表は改訂されたが、上述のように、第一次世界大戦勃発後にはさらに2個師団が増設された。ここでは、第18師団まで増設された段階での陸軍管区表で示された連隊区の状況を第8表によって確認しておきたい。

師団の増加は当然のことながら、連隊数の増加をもたらし、新たな管区表に見られるように、陸軍は全72個連隊の歩兵兵力を擁することとなった。師団増設の結果、日露戦争までは連隊の空白県だった、福島・栃木・茨城・埼玉・山梨・長野・富山・岐阜・三重・奈良・和歌山・岡山・徳島・大分・宮崎・佐賀の16県で新に連隊が置かれたが、岩手・神奈川の両県だけは例外的に連隊を持たない県として残った。したがって、ほぼ全県に連隊が設置されたことから、それぞれの県が郷土連隊と呼べる部隊を自県内に持つことにはなった。その意味で、郷土連隊を軸にした部隊編制ができつつあったことは確かだが、各県からの召集のされ方を見れば、また異なる姿が浮かび上がってくる。すなわち日露戦争前には、26県が複数の連隊区に分割されていたが、兵力が18個師団に膨れ上がってからは、そのような県は38を数えるようになる。しかも日露戦争前の段階では、その多くが2～3分割されており、兵庫県が例外的に5分割されているのみだったにもかかわらず、18個師団段階になると、愛知県5分割・岡山県4分割・岐阜県5分割・熊本県4分割・長崎県4分割・広島県5分割・福岡県4分割、兵庫県に至っては6分割されるようになる。師団数の増加が、極めて複雑な徴募区の設定をもたらしたことは明らかで、同じ県内の出身者でも居住する郡が違えば、異なる連隊に入営するケースがかなりあった。

第12師団までの13個師団の管区表では(第7表参照)、複数の県で構成されている連隊区は24区となっていたが、18個師団になると、そのような連隊区は

第8表 連隊区の管轄府県と連隊

(1915年)

師管番号	聯隊区	警備隊区	管轄県・市・郡・区	連隊番号	連隊所在地	師管番号	聯隊区	警備隊区	管轄県・市・郡・区	連隊番号	連隊所在地
1	麻布		東京府 10区 5郡 神奈川県 2郡	1	東京	10	鳥取		岡山県 4郡 鳥取県 1市 4郡 兵庫県 2郡	40	鳥取
	甲府		山梨県 全県 神奈川県 2市 9郡	49	甲府		福知山		京都府 10郡 福井県 1郡 兵庫県 4郡	20	福知山
	本郷		東京府 5区 3郡 埼玉県 4郡	3	東京		神戸		兵庫県 1市 8郡	39	姫路
	佐倉		千葉県 全県	57	佐倉		丸亀		香川県 2市 4郡 徳島県 1市 6郡 高知県 1郡	12	丸亀
2	福島		福島県 1市 5郡 宮城県 5郡	29	仙台	11	徳島		香川県 2郡 4郡 徳島県 1市 6郡 高知県 1郡	43	善通寺
	若松		福島県 1市 12郡	65	若松		高知		高知県 1市 6郡	44	高知
	仙台		宮城県 1市 11郡	4	仙台		中津		大分県 7郡 2郡 福岡県 2郡	47	小倉
	山形		山形県 全県	32	山形		大分		大分県 1市 5郡 宮崎県 2郡 熊本県 1郡	72	大分
3	名古屋		愛知県 1市 4郡 岐阜県 1郡	6	名古屋	12	小倉		福岡県 3市 6郡 山口県 1市 2郡	14	小倉
	岐阜		岐阜県 1市 8郡 愛知県 2郡	68	岐阜		福岡		福岡県 1市 5郡 佐賀県 2郡 長崎県 1郡	24	福岡
	桑名		三重県 1市 3郡 愛知県 2郡 岐阜県 5郡	33	名古屋		対馬		長崎県 2郡		
	津		三重県 2市 10郡	51	津		新発田		新潟県 1市 5郡	16	新発田
4	大阪		大阪府 4区2郡	8	大阪	13	村松		新潟県 1市 7郡	30	村松
	篠山		兵庫県 3郡 大阪府 4郡	70	篠山		松本		長野県 1市 9郡	50	松本
	堺		大阪府 1市 3郡 兵庫県 2郡 和歌山県 1郡	37	大阪		高田		新潟県 1市 4郡 長野県 1市 4郡	58	高田
	和歌山		和歌山県 全県(1郡除く)	61	和歌山		水戸		茨城県 全県	2	水戸
5	広島		広島県 2市 3郡 愛媛県 1郡	11	広島	14	宇都宮		栃木県 全県	59	宇都宮
	松山		愛媛県 1市 8郡	22	松山		高崎		群馬県 全県	15	高崎
	山口		山口県 7郡	42	山口		熊谷		埼玉県 5郡	66	宇都宮
	岩国		山口県 2郡 広島県 4郡	71	広島		豊橋		愛知県 1市 7郡	18	豊橋
6	熊本		熊本県 1市4郡	13	熊本	15	飯田		長野県 3郡 愛知県 3郡 岐阜県 1郡	60	豊橋
	八代		熊本県 3郡 鹿児島県 4郡	23	熊本		静岡		静岡県 1市 6郡	34	静岡
	鹿兒島	沖縄	鹿児島県 1市 6郡	45	鹿児島		浜松		静岡県 1市 7郡	67	浜松
	都城		宮崎県 6郡 鹿児島県 2郡	64	都城		大津		滋賀県 1市 5郡 三重県 2郡	9	大津
7	札幌		北海道 2区 33郡	25	札幌	16	敦賀		福井県 3郡 滋賀県 7郡	19	鶴賀
	函館		北海道 1区 15郡	26	札幌		京都		京都府 2区 8郡	38	京都
	釧路		北海道 26郡	27	旭川		奈良		奈良県 全県	53	奈良
	旭川		北海道 19郡	28	旭川		福山		広島県 1市 7郡 愛媛県 3郡	41	福山
8	青森		青森県 1市 4郡 岩手県 3郡	5	青森	17	岡山		岡山県 1市 12郡	54	岡山
	盛岡		岩手県 1市 10郡	31	弘前		浜田		鳥根県 8郡 広島県 1郡	21	浜田
	秋田		秋田県 1市 6郡	17	秋田		松江		鳥根県 1市 8郡 鳥取県 2郡 岡山県 1郡 広島県 1郡	63	松江
	弘前		青森県 1市 4郡 秋田県 3郡	52	弘前		大村		長崎県 2市 4郡	46	大村
9	金沢		石川県 1市 5郡	7	金沢	18	佐賀		佐賀県 1市 2郡 長崎県 4郡	55	佐賀
	鯖江		福井県 1市 7郡	36	鯖江		久留米		福岡県 1市 6郡 佐賀県 2郡	48	久留米
	高岡		富山県 1市 4郡 石川県 3郡	35	金沢		高瀬		熊本県 4郡	56	久留米
	富山		富山県 1市 4郡 岐阜県 3郡	69	富山						
	姫路		兵庫県 1市 6郡 岡山県 2郡 香川県 1郡	10	姫路						

出典：「官報」大正4年

34区に急増しているから、同じ県内の出身者だけで固められ、したがってそれだけ強い団結力を持つとみなされたいわゆる郷土連隊の編制とはほど遠い状況になっていた。

例えば長野県の場合、かつての鎮台時代には東京鎮台の高崎分営と名古屋鎮台に分かれて召集されていたが、大隊区司令部・連隊司令部体制を通じて県内で徴兵された人員はすべて高崎連隊へ入営するようになっていた。ところが、18個師団体制となった日露戦争後には、松本に置かれた第50連隊、高田の第58連隊、そして豊橋に置かれた第15師団に属する第60連隊へ分かれて入営することとなった。まさに、師団増設がもたらした複雑な部隊編制の典型である。

また、県によっては、第8表に表れているように県内の1郡だけが他郡から切り離されて別の連隊区に振り分けられたケースさえ散見される。名古屋連隊区に入った岐阜県の1郡、堺連隊区の和歌山県1郡、広島連隊区の愛知県1郡、福知山連隊区の福井県1郡、大分連隊区の熊本県1郡、福岡連隊区の長崎県1郡、飯田連隊区の岐阜県1郡、松江連隊区の岡山県1郡と広島県1郡がそのケースであり、極めて込み入った徴募区の設定にならざるを得なかったことを如実に物語っている。兵力の増強を追求するなかで、まとものよい郷土連隊の編制は至難の業だったのである。

### Ⅲ. 信州郷土連隊としての歩兵第50連隊

#### 1. 歩兵第50連隊の成立

##### 1) 郷土色を欠いた編制

第13～第16師団に続き第17・18師団が増設され、さらに内閣の倒壊という異常事態まで引き起こしながら実現した第19・20師団の編制が、日露戦争後に陸軍が進めた戦力増強の当面の帰結だった。増設されたこれら8個師団のうち、戦時中の臨時編制から戦後に常設師団となった第13～第16師団に所属する連隊は、兵力補充の逼迫という特異な事情から、衛戍地(駐屯地)が決まらないまま部隊が編成された特殊なケースだっただけに、連隊が編成される経緯も様々だった<sup>注40</sup>。日露戦争後に和歌山に駐屯した第61連隊

は第4師団と第10師団の連隊から抽出した部隊で構成されたし、やはり戦後に岡山駐屯が決まった第54連隊は、姫路・福知山・善通寺・丸亀・松山・高知などの歩兵連隊補充隊が編成した部隊を合体させることで発足した。徳島に駐屯することになる第62連隊の補充担任地は大阪、松江駐屯の第63連隊はもともと広島で編成されている。

この時期に増設された連隊は、多かれ少なかれ変則的な編制の経緯を抱えており、その事情は、日露戦争後に松本への駐屯が確定した第50連隊も例外ではなかった。

第50連隊は、1905(明治38)年3月10日に編制が命じられ、軍旗の手交は4月15日だった。連隊本部と第2大隊は仙台で編成され、第1大隊が東京、第3大隊が村松で編成されたから、当初は、仙台・東京・村松の各地に分屯していた。こうして各地で編成された、いわば寄せ集めの連隊として第50連隊は独立第13師団に所属することとなったのであり、この連隊は、郷土部隊としての性格をまったく持たない連隊として発足したのである<sup>注41</sup>。

独立第13師団の編制命令が出された1905(明治38)年3月は、まさに日露戦争の最後の大きな陸戦となった奉天会戦が繰り広げられている時期にあたる。陸戦での勝利がほぼ見えていたことから、日本側は講和交渉を有利に進めるための手段を講じ始めていたのである。東京・仙台・村松に分屯していた第50連隊の各部隊は、同年の5月に青森に終結した。有利な条件での日露講和を狙って樺太占領という既成事実を作りたい政府・軍部の意図を受け、樺太に向かうためだった。2ヶ月の青森滞在中に連隊が訓練を受けている間、海軍はロシアバルチック艦隊とのいわゆる日本海大海戦を戦い、ロシア軍の敗退をほぼ決定的にした。こうして、1875(明治8)年の千島・樺太交換条約によって日本が領有放棄した樺太の奪回に向けた軍事行動が開始されることとなり、独立第13師団の、したがって第50連隊の樺太占領が日程に上ったのである。

7月に樺太に上陸した第50連隊は当初、南樺太攻略作戦に従事し、次いで北樺太作戦に投入され、ほぼ1ヶ月をかけて樺太の占領に成功する。占領後1ヶ月の樺太駐留を経て、連隊が再び青森に帰還したのは9月はじめのことだった。

## 2)台湾から韓国へ

青森に戻ったのも束の間、わずか数日後には第13師団に台湾守備命令が下った。第13師団からの第50・52両連隊と、韓国駐劄軍から抽出された第49・51連隊が臨時の師団を編成して台湾守備にあたることとなった。9月25日には広島宇品港を出港した第50連隊は、10月はじめから台北・台中の治安維持の任務に就いた。具体的には部隊を分けて以下のように配備された。

台北兵営　：連隊本部・第1大隊  
 台北小南門：第2大隊  
 台中　　　：第3大隊  
 基隆　　　：第1中隊  
 宜蘭　　　：第1大隊の第1小隊  
 大科坎　　　：第2大隊の第1小隊  
 補里社　　　：第3大隊の第1小隊

ここから浮かび上がるのは、そもそも3カ所の異なる地域から召集された第50連隊にあって、作戦を進めるに際し、可能な限り編制地を同じくする部隊ごとのまとまりを重視して配備するという基本方針である。連隊として単一の郷土色はないながらも、出身地ごとのまとまりを重視する陸軍の姿勢がにじみ出ている部隊配置である。

## 3)三度目の松本連隊誘致活動

約半年に及ぶ台湾守備を終え第50連隊は、1906(明治39)年の4月に原隊復帰を命じられ、7ヶ月ぶりに韓国に駐留する第13師団へ戻ったのだが、実はこの時点でも、第50連隊の国内駐屯地は依然として未定のままだった。そこで松本町は、三度目の連隊誘致活動に乗り出すことになる。

もともと、1905(明治38)年3月に第13～第16の4個師団に編制命令を下したときから陸軍にとっては、新たに設ける16個もの連隊の駐屯地をどうするかが大きな問題だった。日露戦争の講和交渉を睨んで急遽の編制を求めた諸連隊であり、連隊の編制と動員が先に動き出し、隊の駐屯地選定は後回しという特殊な状況だった。陸軍としてもこれらの連隊が国外で任務にあたっているうちになんとか駐屯先を決定しようとして適地の選定を急ぐなか、軍港はおろか師団も連隊もない、いわゆる空白県を中心に激しい誘致運動が繰り返されたのは当然の成り行きだった。

一切の部隊が駐屯していない長野県では、特に松本町の誘致運動が群を抜いていたようで、前町長・

現町長を先頭に町議会議長を加え、熱心な誘致活動を展開した。3度目の悲願達成を目指し、約4万坪の土地を用意して陸軍はもとより関係する他省庁への陳情を繰り返した結果、漸く1907(明治40)年1月に歩兵第50連隊の松本駐屯が決定したのである。このとき松本町が負担した金額は5万5,000円に上った<sup>注42</sup>。松本町が第50連隊に絞った誘致運動を展開したのか否かは判然としないが、第50連隊の編制地が東日本の仙台・東京・新潟であるうえ、編制地の中に隣県の新潟が含まれていたことは重要な要素になったと考えてよい。

第50連隊の駐屯地が松本に決定した背後には、こうした松本町の運動が奏功しただけでなく、松本町による陳情先の一人でもあった福島安正大将の存在があったと言われる<sup>注43</sup>。福島大将は長野県の本曾出身であり、1903(明治36)年に参謀本部次長(取扱)に就任し<sup>注44</sup>、日露戦争に際しては満州軍総司令部の高級参謀(情報)少将として韓国・満州での作戦に従事している。戦後は中将として参謀本部次長に就いた後、関東都督を経て1914(大正3)に陸軍大将を最後に後備役となった。このような福島大将の経歴を見れば、満州軍総司令部参謀の経験から台湾・韓国を転戦した第50連隊を熟知していたことは明らかであり、松本町が誘致運動に注力していた時期には参謀部次長の要職にあったことも大きく影響したことは想像に難くない。

## 2. 歩兵第50連隊の松本駐屯

### 1)韓国から松本へ入る第50連隊

台湾から朝鮮半島へ転戦した第50連隊は、1906(明治39)年5月からは咸境北道と咸境南道を守備区域として韓国内の治安維持任務に就いていた<sup>注45</sup>。ところが翌1907年2月、韓国で同じ任務にあたっていた第15師団に内地帰還命令が出されたため、第50連隊が所属する第13師団のみで韓国を守備せざるを得なくなった。そのため守備区域が拡大した上に、折しも同年6月にはオランダでいわゆるハーグ密使事件が起こった。ハーグ密使事件に端を発し、翌7月には第3次日韓協約により韓国は外交権に次いで内政権も日本政府に奪われたことから、日本により着々と進められる韓国の植民地化に韓国国民の反日運動は日増しに激しさを増していた。

このような情勢のなか第50連隊が任務とする抗日運動弾圧も実際に行われ、1907年11月には朝鮮半島北部の北青近くの厚峙嶺で抗日グループと衝突し韓国人30人以上が犠牲となっている。翌12月にも韓国人犠牲者40人以上を出す戦闘があり、1908(明治41)年に入っても数十人単位の死者を出す戦闘が北部で続いた。事柄の性格上、第50連隊の抗日運動鎮圧によりどれほどの犠牲者があったのかは詳らかでないが、1907年から翌1908年中の戦闘による韓国側の死者はかなりの数に上ったであろうことは間違いない。

こうして第50連隊は、1908年の年末まで朝鮮半島北部で抗日運動の鎮圧にあたった後、この年の10月に本国帰還の命令を受けることとなった。

第50連隊が松本の駐屯地に入営したのは12月初旬、迎える松本の側も市制を施行し松本市となったばかりであり、盛大な歓迎の催しが繰り広げられた<sup>註46</sup>。

## 2) 松本連隊区司令部の発足と松本市

第50連隊の松本駐屯が決定するとともに、1907(明治40)年9月17日の軍令により松本連隊区司令部が設置された。このとき長野県は、松本連隊区・飯田連隊区・高田連隊区の3つに分割され、松本連隊区は松本市・南北佐久郡・南北安曇郡・小県郡・埴科郡・更級郡・東筑摩郡・諏訪郡の1市9郡が管轄区となった。飯田連隊区の管轄は上下伊那郡と西筑摩郡(他に愛知県の北設楽郡・東西加茂郡、および岐阜県の恵那郡)、高田連隊区に編入された長野県の地域は長野市・上下水内郡・上下高井郡だった。松本連隊区こそ長野県出身者だけで占められる郷土連隊の面目を保ったが、長野県が再び3つの連隊区に分割されたことに加え、飯田連隊区からの召集兵が入営した豊橋第60連隊では長野県・愛知県・岐阜県出身者が混在していたし、高田連隊区にあっても長野・新潟両県出身者が高田第58連隊を構成していた。したがって日露戦後の兵力拡大は、出身地を同じくする兵員による団結力と統一感を重んじる部隊編制方針を<sup>註47</sup>、否応なしに崩さざるを得ない状況を生み出したのである。

松本連隊区司令部が設置されるや否や、司令部は早速第50連隊の入営に向けた作業に取りかかった。例えば、10月19日付で松本市に対し、事前にリストを作成させておいた連隊用達商を希望する業者への出頭通知を依頼している。恐らくは、用達商人選定に関する説明会等を目的とした会合と思われ、これ

こそまさに、連隊誘致が松本市にもたらす経済効果そのものを象徴していた。いまそのリストに掲載された業者を一覧すれば、全体で142名の業者が連隊用達を希望して申し込んでいたことがわかる。ほとんどは松本市内の業者だが、松本市以外の業者も15名を数える。その多くは松本市近郊の村に所在する業者で、中には東京の住所が記載された業者もあり、松本に支店を持つ東京の業者なのであろう。この翌年、1908(明治41)年には、総勢約350名の商工業者をメンバーとして松本商業会議所が発足しており、そのうち130名前後の業者が連隊用達に申請している事実が、連隊誘致のもたらす経済効果の大きさを裏付けていよう。居並ぶ業者の顔ぶれを見れば、業種は、食品関係の業者を中心に、薪炭商・書籍商などの商業、靴製造といった製造業、さらには裁縫・印刷業・写真・理髪・洗濯などサービス業などへも及んでおり、松本の商工業者にとって大きなビジネスチャンスだったことは明らかである。この数年後、1912(大正1年)の『松本大観』に掲載された「陸軍御用達商」が12名で<sup>註48</sup>、各業種1名ずつの業者が記載されているから、連隊用達業者に選定されることはかなり狭き門だったようである。

また、松本地方には明治20年代以降、松本軍人慰問会、松本村恤兵会、帝国軍人後援会、松本親和会、松本在郷軍人団等の軍隊後援組織があったが<sup>註49</sup>、1910(明治43)年に軍部の主導で帝国在郷軍人会が発足してからは、帝国在郷軍人会松本連合支部として本部を連隊区司令部内に置き、傷痍軍人や遺族の援護、あるいは徴兵事務、軍人精神の教育等、連隊と一体になって予備後役軍人だけでなく松本市民と連隊、ひいては軍部との関係構築に大きく貢献したことは間違いない。

## 3. 部隊編制の改編と歩兵第50連隊の動向

### 1) 宇垣軍縮と第50連隊

1915(大正4)年に朝鮮半島の治安維持にあたる2個師団の増設が大隈内閣の下で認められ、1915(大正4)年から1925(大正14)年までの10年余り、日本陸軍の師団数は近衛師団を含めて21個となり、この時期のピークをなした。連隊区で見れば、新たに増設された第19師団と第20師団はともに韓国で編成された師

団のため師管が置かれず、したがって連隊区を持たなかったから、これら2個師団と、やはり連隊区を持たない近衛師団を除いた連隊区は、沖縄を含め合計73となった。

ロシアのロマノフ王朝が崩壊することで社会主義国家が誕生し、第一次世界大戦後の世界情勢もベルサイユ体制から国際協調を軸とするワシントン体制へ移行するなか、日本でも軍備縮小への流れができつつあった。ワシントン条約にもとづく海軍軍縮に続き、陸軍でも1922(大正11)年にはいわゆる山梨軍縮が実施された。山梨軍縮では連隊所属の中隊数を削り特科部隊を再編するなどして、陸軍の人員約6万人が削減されたが、師団と連隊の数自体は変わらなかった。次いで1925(大正14)年にも第2次の軍縮が実施された。いわゆる宇垣軍縮として知られるこの軍縮は、軍部内での大議論の末、高田第13師団・豊橋第15師団・岡山第17師団・久留米第18師団の4個師団を一挙に廃止(久留米には小倉第12師団が移転)することとなったが、人員の削減数は3万4,000人弱と山梨軍縮の半分に過ぎなかった。宇垣軍縮の最大の狙いは軍縮というよりも、人員削減で浮いた財源を投入して軍の装備を近代化することにあった。実際、戦車隊・飛行連隊が新增設され、歩兵連隊にも重機関銃・軽機関銃・擲弾筒・歩兵砲が装備されていった<sup>注50</sup>。

宇垣軍縮によって17個師団体制となり、師管と連隊区の関係、および連隊区の管轄区域は大きく変わった。ここではその変わりようを逐一提示する余裕はないので、特に目立った変化をあげると、例えば第2師管にはそれまで福島・若松・仙台・山形の4連隊区があったが、新たな管区表では仙台・福島・新発田・高田の4連隊区となり、廃止された第13師団から2連隊区が移管された。連隊区の管轄切り直しも多く、仙台連隊区では宮城県のほぼ半分だったそれまでの管轄区が、宮城県全域へと移行した。熊本連隊区など他にも同様の管轄切り直しが相次いだ。1つの県がまとまって同じ連隊に入営するケースは、山梨・千葉・宮城・福島・和歌山・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄・青森・岩手・秋田・山形・石川・富山・鳥取・岡山・香川・愛媛・徳島・高知・長崎・茨城・栃木・群馬・長野・三重・奈良の28県となり、徴募区である連隊区と所属する連隊の関係は、鮮明となっていった。全県がひとつの連隊区となっていた長野県では、

師団増設の関係から日露戦後には3つの連隊区に分割され、したがって長野県から召集される人員が3つの異なる連隊に所属した状態から、長野県出身者が原則としてすべて同じ連隊(松本第50連隊)へ入営する方式へ再び戻った。しかも、長野県松本市に駐屯する第50連隊へ入営するのだから、同連隊は典型的な郷土連隊になった。同様の事例は他の県でも散見され、その意味で、宇垣軍縮はより郷土部隊としての性格を色濃く持つ部隊編制を促す役割を果たしたのである。

このような管区表上の変化とともに注目されるのは、廃止された4個師団に所属していた各連隊の扱いである。概ね、日露戦後に編成された第49～第70連隊が廃止の対象ではあったが、実際にはそれらすべてが廃止されたわけではない。

例えば、第13師団では高田第58連隊は廃止されたが、松本第50連隊は連隊区ごと第14師団へ移管され、新発田第16連隊と村松第30連隊も第2師団へ移管された。同様に、廃止された第15・第17・第18師団でも、いくつかの連隊は他師団への移管によって存続したのである。軍縮時の連隊配置を示した第9表では、師団廃止にもかかわらず存続した連隊、および連隊所在地が移転した連隊を太線で記した。同表と軍縮前の状況を示す第8表を比較しながら廃止・存続の内容をやや詳しく見れば、第13師団以外の廃止3個師団では4個連隊のうち2個連隊が廃止、2個連隊が存続となった。ここで存続した連隊は原則として同じ師団の2個連隊がまとまって他の師団へ移った。例えば、第15師団の豊橋第18連隊と静岡第34連隊がともに第3師団へ移行する、という方式である。第17師団の2個連隊は第5師団へ、第18師団の2個連隊はそろって第12師団へ移管されている。第13師団の場合のみ例外的な措置となっており、前述のごとく、3個連隊が存続した。そのうち2個連隊は、原則どおりともに第2師団へ移ったが、松本第50連隊だけが第14師団へ移行した。

全体としては、16個連隊が廃止された一方、廃止師団所属の16個師団のうち松本第50連隊を含む9個連隊が存続することとなった。そのため、第9表に表れているように、駐屯地を移転せざるを得ない連隊が続出したのである。一種の玉突きのような現象が起こったといえる。

第9表 軍縮後の連隊配置

師団番号	師団司令部	連隊番号	連隊所在地
近衛	東京	近衛1	東京
		近衛2	東京
		近衛3	東京
		近衛4	東京
1	東京	1	東京
		49	甲府
		3	東京
		57	佐倉
2	仙台	4	仙台
		29	若松
		16	新発田
		30	高田
3	名古屋	6	名古屋
		68	岐阜
		18	豊橋
		34	静岡
4	大阪	8	大阪
		70	篠山
		37	大阪
		61	和歌山
5	広島	11	広島
		41	福山
		21	浜田
		42	山口
6	熊本	13	熊本
		47	大分
		23	都城
		45	鹿児島
7	旭川	25	札幌
		26	旭川
		27	旭川
		28	旭川
8	弘前	5	青森
		31	弘前
		17	秋田
		32	山形

師団番号	師団司令部	連隊番号	連隊所在地
9	金沢	7	金沢
		35	富山
		19	敦賀
		36	鯖江
10	姫路	39	姫路
		40	鳥取
		10	岡山
		63	松江
11	善通寺	12	善通寺
		22	松山
		43	徳島
		44	高知
12	久留米	14	小倉
		24	福岡
		46	大村
		48	久留米
14	宇都宮	2	水戸
		59	宇都宮
		15	高崎
		50	松本
16	京都	9	京都
		20	福知山
		33	津
		38	奈良
19	羅南	73	羅南
		74	減興
		75	会寧
		76	羅南
20	龍山	77	平壤
		78	龍山
		79	龍山
		80	大邱

出典：「官報」大正14年4月8日

## 2) 第50連隊の兵員構成

日露戦中に編成された第50連隊は戦後に松本に駐屯することになったが、前述のように、その時点では郷土部隊としての内実をまったく備えてはいなかった。

松本に駐屯した第50連隊の兵員は、1905(明治38)年の連隊編制時に入隊した兵員約500人、翌1906(同39)年兵が約600人であり、すでに指摘した連隊区と連隊の関係、連隊区の管轄区域等を念頭に置けば、この2グループは新潟・長野・群馬・埼玉の4県出身者が混在していた。しかし第8表で明らかかなように、3年目の1907(明治40)年からはからは原則として長野県出身者だけとなる。明治40年代以降、大正・昭和期を通じて松本第50連隊は、名実ともに長野県の郷土部隊として存在した。この状況が大きく変わるのは、1940(昭和15)年に松本連隊区が宇都宮師管へ属することとなり、翌年には松本連隊区が長野連隊区と改称され金沢師管へ移管されてからである。

## 4. 大正～昭和期の歩兵第50連隊

### 1) ソビエト政権誕生で変わる仮想敵国

世界情勢を激変させたロシアの社会主義革命は、当然のことながら、日本の外交戦略にも大きな影響を与えた。満州・蒙古だけでなく全中国を対象に互いの勢力範囲を認めた日露協約は、アメリカに対抗して中国を掌握するための軍事同盟であり、日本の外交政策の中軸だった。ところが新たなソビエト政権は、旧帝政ロシアが締結したすべての秘密条約を公表したうえ、連合国側から突きつけられた講和に単独で応じ第一次世界大戦から離脱してしまった。このような情勢を背景に、列強の領土拡張への野心は、遂にシベリア出兵へ結びついたのである。

ロシアで社会主義政権が誕生し世界情勢が大きく変化するなか、わが国の陸軍は1918(大正7)年、日露戦後に策定されていた「帝国国防方針」を改定した。それまでは、ロシア・アメリカ・フランスの順で仮想敵国を想定していたが、革命で混乱するロシア情勢を念頭に仮想敵国はロシア・アメリカ・中国へと変更され、同時に戦時所要兵力も50個師団から40個師団へと縮小された。政権の性格が激変したことでロシアの脅威が多少なりとも薄まり、中国が射程に入ったという判断である<sup>注51</sup>。しかし実際には、

国際情勢が目まぐるしく変化するなか、日本はシベリア出兵とその後の駐留をめぐって各国からの非難を浴び、中国国内の内戦も激しさを増していた。中国での権益を強く意識する陸軍は山東出兵を経て、遂に満州事変を引き起こすことになる。

### 2) 師団の増強

こうした事態に「帝国国防方針」にも2度目の改定が加えられ、仮想敵国はアメリカ・ソ連・中国・イギリスの4カ国となり、戦時の所要兵力はもとの50個師団へ戻された。新たな「帝国国防方針」では、満州をめぐる軍事的緊張だけでなく、邦人保護も強く意識されていた。1936(昭和11)年時点で中国の在留邦人は約60,000人<sup>注52</sup>、特に青島と上海の在華紡の権益を守ることが不可欠となっており陸軍の兵力増強、具体的には師団の増設がこの頃から急速に実行に移されてゆく。中国情勢と邦人保護とに対応するため1935(昭和10)年に参謀本部が策定した対中作戦計画では、司令部10個、常設師団17個、戦時編制としての特設師団13個の動員が可能とされていた<sup>注53</sup>。

これ以降、日中全面戦争に加えて対米英戦争へ突入したことから、動員に次ぐ動員が繰り返され、無計画かつ無謀な作戦のなかで夥しい数の兵員・国民が犠牲になったことは、敢えて述べるまでもない。ここでは、15年戦争期の兵力増強過程を逐一検討する余裕はないし、またその必要もないため第10表を示して、いかに異常な兵力増強が図られていったかを確認すれば事足りよう。第10表を一瞥して明らか、兵力増強に関わる注目点だけを指摘しておきたい。

第一に注目すべき点は、1936(昭和11)年に陸軍省が策定した「修正軍備充実計画」(俗称では「一号軍備」)では、平時編制17個師団を27個師団へ増やし、戦時には41個師団とする計画だったが、実情は、陸軍がその編制方法に苦慮していたことである。その原因である財源と人員の不足をカバーするために導入されたのが、4単位制の師団編制から3単位制への移行だった。つまりごく単純に言えば、1師団に所属する連隊数を4から3に減らす方法であり、世界的にはすでに第一次大戦前後から各国が導入し始めていた<sup>注54</sup>。このような方策を講じることで師団数を急速に増加させ、1939(昭和14)年の「二号軍備」では、平時編制58個師団、戦時編制65個師団の計画が立てられた。例えば、同年末の関東軍は常設師団7個に臨時編制の第23師団と第24師団を加えて9個師団を

第10表 師団の配置と師団数の推移

	国内	北方	台湾	朝鮮	満州	中国	南方	合計
1936 (昭和11)	11	1		2	3			17
1937 ( 12)	1	1		1	5	23		31
1938 ( 13)	1			1	8	24		34
1939 ( 14)	2			2	9	28		41
1940 ( 15)	8	1		2	12	25	1	49
1941 ( 16)	3	1		2	13	22	10	51
1942 ( 17)	3	1		1	16	24	16	61
1943 ( 18)	4	1		2	17	25	24	73
1944 ( 19)	11	4	7	1	11	26	45	105
1945 ( 20)	59	5	8	7	25	27	46	177

出典：『戦史叢書』（陸軍軍戦備）および『帝国陸軍編制総覧』

1) 各年の数値は年末の数値。

2) 1942年の満州配備師団には2個戦車師団、同じく中国配備師団に1個戦車師団、1943年も同じ。1944年は内地・満州・中国・南方にそれぞれ1個の戦車師団、内地に1個の高射師団、1945年には内地に2個の戦車師団と4個の高射師団、中国と南方にそれぞれ1個の戦車師団が含まれる。

主軸としており、そのうち第23師団は留守第6師団を中心に編成され、第24師団の場合は、各師団から3単位編制で浮いた2個連隊を抽出し、新設した第89連隊を加えて編成された。連隊の新設と抽出を組み合わせながら1940(昭和15)年になると、各地の留守師団を基幹として第51～第57師団の7個師団が新たに編成された。それらの師団の編制地は番号順に、宇都宮・金沢・京都(京都第53師団の編制完結は昭和16年9月にずれ込む)・姫路・善通寺・久留米・弘前である。

第二に注目されるのは、第10表には含まれていないが、師団を上回る数の混成旅団あるいは独立混成旅団が編成されて主に治安維持関連の作戦に投入された点であろう<sup>注55</sup>。旅団は本来、師団に属しているため師団長の指揮下にあるが、師団長の指揮に従う必要がなく独自に作戦行動をとることができるため「独立」を冠している。また、陸軍本来の編制では、旅団と連隊は歩兵の集団であり特科部隊を擁していないにもかかわらず、通常は師団に属する特科部隊を付属させて編成されたことから、「混成」の表現がとられた。混成旅団が最初に作戦に用いられたのは、日清戦争の際の混成第9旅団だったと言われる<sup>注56</sup>。日露戦争でも独立混成旅団は編成され、後備混成旅団7個、後備歩兵旅団6個、独立重砲兵旅団1個が動

員されている。その後の数々の戦闘における作戦に混成旅団が参加しているのである。

ここでは独立混成旅団に関する具体的な数値は示せないが、かなりの数に上る部隊が独立旅団として編成されたことを指摘しておきたい。

### 3) 3単位師団の導入で変容する第50連隊

日露戦後、松本駐屯地(衛戍地)に入営した第50連隊は、時日を経ずしてまさに長野県に根ざした郷土連隊となった。松本で訓練に従事することほぼ5年、1913(大正2)年になって、所属する第13師団に満州守備命令が下った。満州での第50連隊の任務は南満州鉄道の守備だったが、その任務中に第一次世界大戦が勃発したため第50連隊は、山東出兵に備えて出動態勢をとった。実際には山東へ出動することがないまま1915(大正4)年に松本に帰還した。その後、同連隊は1920(大正9)年から翌年に欠けてシベリアでの治安維持とそこでの戦闘を経て、所属する第13師団が廃止されたにもかかわらず、高田を本拠とする第14師団へ移管されることで廃止を免れたのは、前述のとおりである。第14師団の下で満州へ出動し済南攻略作戦に参加した第50連隊は、満州事変以降に満州で数々の戦闘に参加した。1937(昭和12)年には中国へ出動し、4度目の外地戦線に参戦した後、1939(昭和14)年の暮れに松本へ帰還した。

第14師団の下で激戦をくぐり抜けた第50連隊は3単位師団の導入にともない、新設の第29師団へ所属することとなった。1941(昭和16)年4月のことである。

名古屋が補充担任(編制担当)となった第29師団は第3師団から豊橋第18連隊、第16師団から奈良第38連隊、第14師団から松本の第50連隊を集めて編成されており、各師団からの連隊抽出によって成立したこのような3単位師団には、20番台の番号が付された。この措置によって第29師団に所属することとなった第50連隊の性格は、ここから大きく変容する。

前年1940(昭和15)年の管区表改定で長野連隊区(管区表改定と同時に番号による師管名が地名に変わり、連隊区名も松本ではなく県名を付した「長野連隊区」と改称された)は金沢師管へ移管され、さらに第29師団の編制完了とともに第50連隊の徴募区は岐阜・愛知の2県となって岐阜連隊区司令部が徴兵事務にあたることとなった<sup>注57</sup>。その結果、第29師団に所属した初年度に第50連隊では、2年兵以上が長野県出身者だった一方で、初年兵は愛知・岐阜両県の出身者となった。1927(昭和2)年から施行された兵役法により陸軍の現役期間は2年だったから<sup>注58</sup>、翌1942(昭和17)年に3年兵が除隊して以降は基本的に長野県出身者のいない連隊となった。つまり、第50連隊はこのときから、長野県の郷土部隊としての性格を喪失したのである。

#### 4)南北併進から南進一本へ

対米英戦争の戦端を開いた真珠湾攻撃の8ヶ月前、所属師団が変わった第50連隊は他の2個連隊とともに1941(昭和16)年4月、対ソ戦略を目的に新設された第29師団の根拠地、中国遼陽へ転出・移転した。これ以後、第50連隊の駐屯地は中国遼陽となる。

その2ヶ月後の6月にドイツが突如、独ソ不可侵条約を破ってソ連攻撃を開始した。ドイツからの事前通告もなく日本の指導部にとって不意打ちだったとはいえ、ソ連の苦境を見越した軍部・政界上層部では、ソ連攻撃の好機を逃さず対ソ戦に即時参戦すべし、独ソ戦でソ連が弱体化してから参戦せよ、あるいは米英がソ連への支援に乗り出したこの機会を捉えて南方への侵攻、つまり武力南進すべき、など様々な意見が渦巻いた。その結果7月の御前会議は、「南方進出の態勢を強化」<sup>注59</sup>し、この目的を達成するため「対米英戦を辞せず」としただけでなく、「密かに対ソ武力的準備を整」えて機会を見て「北方問題を

解決」することを決定した。太平洋戦争の可能性を正式に示した歴史的な節目だった。

こうして日本の軍事戦略は、対米英戦も辞さずの南方侵攻とともに対ソ連参戦をも射程に入れた、南北併進の2正面を念頭に置くこととなったのである。この事態を受けてソ連極東軍との交戦必至と考えた関東軍は、開戦の企図を秘匿した大演習(「関東軍特種演習」、いわゆる「関特演」)の実施を決定し7月下旬、大軍をソ満国境に展開した。日ソ中立条約に抵触する行為であり、ソ連に対する明確な威嚇行為でもあった。

遼陽に駐留していた第50連隊も、関東軍直轄の戦略予備兵団としてこの「関東軍特種演習」に動員された。関特演の動員で関東軍は、兵員50万人・馬匹15万頭を増強し、全体の兵力が70万人を越える巨大な軍団となっていた<sup>注60</sup>。しかし、西部戦線に兵員を割く必要からソ連軍の極東配備が手薄になるだろうとの日本の思惑どおりに事態は進まず、8月、遂に関東軍は年内のソ連攻撃計画を断念した。

関東軍がソ連攻撃を断念したちょうどその頃、南方では陸海軍が共同で南部仏印(現ベトナム南部)への進駐を断行し、南方制圧の軍事拠点を確保していた。アメリカ極東陸軍のマッカーサー総司令官がいるマニラはもとよりシンガポールも日本軍の攻撃圏内に入ったのである。日本軍の南方進駐はとりもなおさず、対米英戦争を覚悟したことを意味し、事ここに及んで陸軍の方針も対ソ作戦を中止して南進一本に傾いてゆく。

#### 5)真珠湾からミッドウェー海戦へ

日本軍の南部仏印への進駐に対し、アメリカ・イギリス・オランダはすぐさま日本への経済制裁を発動した。これに加えて、アメリカが対日石油輸出を全面的に禁止したことは日本にとって決定的な措置となった。戦略物資を米英陣営からの輸入に頼らざるを得ない日本のアキレス腱を直撃したこの措置を境に、軍部内では強硬論が噴出し、わが国は対米英戦争へと大きく踏み出してゆく。

1941(昭和16)年、日本時間の12月8日午前3時19分、帝国海軍機動部隊のハワイ真珠湾第一次攻撃隊長が180機余りの編隊に「ト連送」の暗号を発した。「トトト……」の略号は「全軍突撃せよ」を意味し<sup>注61</sup>、これが太平洋戦争の戦端を開いた奇襲攻撃の開始だった。日本の最後通牒の手交が奇襲攻撃開始の1時間

後になったことで、日本が“だまし討ち”の汚名を着せられることになったのは周知のとおりである。

太平洋戦争の緒戦は日本軍の一方的な勝利に終わり、1942(昭和17)年3月までに日本軍は、香港・マレー半島・シンガポール・マニラ・スマトラ島・ジャワ島・グアム島・ラバウル・ラエ・サラモアと、戦略上の要衝を次々に占領していった。破竹の勢いで進軍する日本軍は、当初予定していなかったビルマ作戦を繰り上げて実施し、タイからビルマに侵攻してラングーンも占領した。ただし、マニラから移ったマッカーサー司令官が対日徹底抗戦の指揮を執っていたコレヒドール島の攻略には手間取り、5月になって漸く同島のアメリカ軍を降伏させた<sup>註62</sup>。“I shall return”の言葉を残してマッカーサー司令官はオーストラリアへ脱出していた。

真珠湾攻撃から4ヶ月後の1942(昭和17)年3月、緒戦からの戦果を背景に大本営政府連絡会議は、米英の対日反攻は1943(昭和18)年以降であるとの判断を下した。しかし実際には、その判断が示された翌月には早くもアメリカ陸軍爆撃機が日本を初空襲し、その後の戦局も大きく動き始める。1942(昭和17)年6月のミッドウェー海戦での敗北、それに続くガダルカナル島からの敗退を契機に日本は戦略的守勢に立たされ、連絡会議の判断が破綻したことが明白になった。

ヨーロッパでは1943(昭和18)年1月にスターリングラードのドイツ軍がソ連軍に降伏し、第二次世界大戦全体としては、連合国軍が攻勢に出る転換期を迎えていた。

日本軍は守勢から抜け出すことができず、ガダルカナル島に続いてソロモン諸島・ニューギニア島での激戦が続き、北方のアリューシャン列島アッツ島では孤立無援の苦戦を強いられた守備隊が全滅するという、衝撃的な敗北を喫した。加えて、枢軸国の一角を占めるイタリアの敗色が濃厚になるなか、日本は戦略方針の立て直しを迫られ始めたのである。対米英戦の緒戦から一転して厳しい状況に直面した陸軍は、マリアナ諸島・トラック島を経てニューギニア西部に続く線に戦線を縮小し、南はジャワ島、西はマレー半島とビルマへ至る範囲に「絶対国防圏」を設定して持久戦に持ち込む計画を立てていた。1943(昭和18)年9月の御前会議でこの構想がほぼ確定したことにより、「絶対国防圏」の東側に展開し

ていた約30万人の陸海軍部隊はやがて置き去りにされ、各地の守備隊が全滅の運命をたどる下地ができたといえる。

## 6)「絶対国防圏」と第50連隊

反転攻勢に出たアメリカ軍は1943(昭和18)年9月にニューギニア東部地区の主要地を日本軍から奪回し始め、この年の12月には日本軍にとって南太平洋最大の前進基地であるラバウルに迫っていた。危急存亡のラバウルからは民間人等が内地へ引き揚げ、翌年2月にはすべての海軍機がトラック島へ移転せざるを得なくなった。これ以後、補給の途絶えたラバウルが完全に孤立する一方、トラック島がアメリカ軍の重要攻撃目標となってゆく。

1944(昭和19)年に入ると戦局は日本にとってますます深刻となった。アメリカ軍はこの年の1月、マーシャル諸島クェゼリン環礁の攻略を開始し、数日で日本軍は全滅した。その直後の2月1日、陸軍と海軍の杉山・永野両総長からマーシャル諸島方面の戦況を聴取した天皇は、「いつもおくれをとっているが、今後はおくれをとらぬよう後方要線を固めよ」という趣旨の指示を出し<sup>註63</sup>、これを受けて大本営は遂に、関東軍および朝鮮駐留軍の一部を転用して中部太平洋方面の兵力増強に踏み切ったのである。「絶対国防圏」の設定から4ヶ月半が経っていた。

しかし、いかに天皇からの指示とはいえ、陸軍にとって中部太平洋での兵力を増強することは容易でなく、しかも関東軍や朝鮮軍からの転用となると、さらに困難をともなった。何故なら、陸軍はこのときすでに中国での大陸打通作戦(「一号作戦」)を発動していたからである<sup>註64</sup>。この「一号作戦」とは、厳しさを増す海上輸送を補うべく、京漢線(北京・漢口間)、粵(えつ)漢線(武昌・衡陽・広東間)、湘桂線(衡陽・柳州間)の各鉄道の打通を確保して満州から仏印まで中国大陸を南北に縦断する一大輸送路を築き、合わせて中国内にある連合国軍航空機基地の壊滅を狙った作戦だった。大本営陸軍部と支那派遣軍が協力して練り上げ、大本営内での反対を押し切って陸軍部が進めた陸軍史上最大規模の作戦だったから、本来であれば一兵たりとも他の作戦に回す余裕はなかっただろう。

一方、中部太平洋方面への兵員派遣のため陸軍は、すでに1943(昭和18)年12月に支那派遣軍から先遣隊をトラック島・サイパン島方面へ向かわせていた。

しかし、「一号作戦」を重要視する陸軍は、本隊の中部太平洋派遣を突如中止して中国での作戦に投入する決定を下すなど、中国戦線と南方戦線の2正面を抱えて明らかに混乱していた。このような混乱のなか、天皇からの指示を契機に、支那派遣軍に代わって関東軍から中部太平洋へ派遣されることになったのが第14師団と、第50連隊が属する第29師団だったのである。

こうして、天皇の指示が出てから2週間以上経った1944(昭和19)年2月17日、遼陽で対ソ戦に備えていた第29師団に中部太平洋派遣命令が出された。すぐさま第29師団は中部太平洋へ出発、北マリアナ諸島へ向かった。第50連隊が松本から遼陽へ転出してから3年近くが経過していた。このとき同じく中部太平洋への派遣命令を受けたのが、かつて第50連隊が所属した第14師団であり、第29師団とともに「絶対国防圏」の死守こそが唯一のそして最大の任務となった。対ソ戦のために松本から中国遼陽へ移駐した第50連隊は、陸軍が設定した「絶対国防圏」という南方の最前線へと転用されたのである。

第50連隊は、同じく第29師団に所属する第18連隊、第38連隊とともに韓国釜山から広島宇品を経由し2月26日、輸送船3隻に分乗してサイパン方面へ向かったのだが、3日後の2月29日、フィリピンとマリアナ諸島との中間点で米国潜水艦の攻撃を受ける事態となった。第18連隊が乗船した輸送船は沈没し2,000人以上の戦死者を出したが、第38連隊と第50連隊が乗船した輸送船はそれぞれ沈没を免れた。当初の計画では、第50連隊がサイパン島、第38連隊がグアム島、第18連隊がテナアン島へ入る予定だったが急遽、第50連隊がテナアン島守備にあたることとなった。近接するサイパン島に第1大隊を残したうえで第50連隊主力がテナアン島に集結し終わったのは3月8日、そこから連隊主力はテナアン島飛行場の守備に就いたのである。テナアン島の守備にあたったのは、第50連隊主力約2,800人、第135連隊第1大隊950人、これに第18連隊の戦車中隊を入れて約4,000人、さらに海軍部隊4,000人を加えて総勢約8,000人だった。

日本軍は、アメリカ機動部隊がフィリピン方面を目標にしていると予想していたが、日本側の予想に反し、1944(昭和19)年6月にアメリカ軍はマリアナ方面を襲ってサイパン島に上陸した。連合艦隊もアメリカ艦隊の主力を相手にマリアナ沖海戦を挑んだ

が、結果は日本側の惨敗に終わった。ミッドウェー海戦に続く機動部隊どうしの対決に敗れた日本の機動部隊はここに壊滅した。

周知のごとく、アメリカ軍の激しい砲撃を受けた末、7月にはサイパン島守備隊が全滅する。このときアメリカはすでに「超要塞」と名付けられたボーイングB29の開発に成功していたのであり、この超重爆撃機は4トンの爆弾を積んで5,600キロの航続距離があり、しかも高度1万メートルを時速550キロ以上の速度で飛ぶことができた。つまり、サイパンを基地にすれば日本本土の空襲が可能になるのだった<sup>注65</sup>。日本本土を爆撃するための基地としてどうしても、サイパンを含むマリアナ諸島を手中に収めたいアメリカ軍は、次いでグアム島へ上陸し、その3日後にはテナアン島へ押し寄せた。10日間におよぶ悲惨な戦闘の末、8月3日にテナアン島の守備隊は全滅(日本兵の捕虜は僅か313人)、8月13日にはグアム島も陥落して「絶対国防圏」はその中枢部から崩壊した。「絶対国防圏」の最前線、テナアン島で守備にあたった第50連隊は全滅した。

## 5. もうひとつの松本連隊

### 1) 第50連隊の後に編成された松本第150連隊

1937(昭和12)年、盧溝橋事件に端を発し日中全面戦争へと発展するなか、慌てた陸軍は戦時動員体制の確立を急いだ。

日本が日中全面戦争の泥沼へと入った1937(昭和12)年、松本第50連隊は中国を転戦している真っ最中だった。一般に、連隊が動員されると本隊とは別に少数の留守部隊(正式には補充担任部隊)を駐屯地に残すのが陸軍として通常の方式だったから、このときも松本駐屯地には第50連隊の留守部隊が残った。この留守部隊が補充担任となって編成されたのが松本第150連隊である。

盧溝橋事件前に立てられた1937(昭和12)年度の動員計画では、戦時編制として、つまり戦時になったら、常設の各師団がそれぞれの管区内で新たにもう1個師団を特設師団として編成することになっていた。盧溝橋事件以降、紛れもない戦時となった以上、すでに立案されていた動員計画にしたがって、第50連隊が所属する第14師団もその管区内で新たな師団を編成した。このようにして新設された特設師団には、

編制を担当した師団の番号に100を加えた番号を付け、新設される連隊も母体となった連隊の番号に100を加えて連隊番号とすることになっていた<sup>注66</sup>。したがって、第14師団が担任して特設されたのが第114師団、そこに所属する新設連隊のひとつが、第50連隊に100を加えた番号の第150連隊だった。

信州人にとって第150連隊は第二の郷土部隊となったのである。

第150連隊は、上海戦線の戦局打開を目指して編成された第10軍に属し1937(昭和12)年10月、杭州湾へ向かい、ともに旅団を構成する高崎第115連隊と現地で合流し前線へ向かった<sup>注67</sup>。同年12月には第150連隊の全部隊が参加した南京攻略戦で同連隊は死者55人、負傷者149人の犠牲者を出した<sup>注68</sup>。翌1938(昭和13)年4月からは第2軍に属する部隊として徐州戦線に投入され、次いで蘇北作戦、海軍と共同しての海州攻略、蘇南作戦等に従事した後、1939(昭和14)年9月に松本に帰還した。特設連隊であったから、松本へ帰還して第150連隊は解隊された。通常はこれを第150連隊の第1次動員としている。

## 2)トラック島大空襲と第150連隊

1943(昭和18)年11月、アメリカ機動部隊の艦載機はギルバート諸島のタラワ環礁へ殺到した。タラワ・マキンの日本軍守備隊はすさまじい抵抗を行い、アメリカ海兵隊の将兵を震え上がらせたといわれるが<sup>注69</sup>、1週間後には力尽きて全滅する。タラワ・マキン戦でアメリカ空母8隻を撃沈したと誤認した連合艦隊は、中部太平洋方面に対するアメリカ軍の次期作戦までにはかなりの余裕があると予測していた。しかし、日本側が思うほどの損害を受けていないアメリカ軍の追撃は素早かった。1944(昭和19)年の年明けからケゼリン環礁で日本軍守備隊を全滅させ、日本の「絶対国防圏」の東の最先端に位置するトラック島を狙っていた。

カロリン・マリアナ諸島へのアメリカ軍の攻撃は早くても3月中旬以降と予想していた大本営は、太平洋東正面の作戦に備えるため2月10日、トラック島にいた旗艦武蔵以下の主力艦隊を内地とパラオへ引き上げさせていた。ところが、その直後の2月17日にアメリカ機動部隊がトラック島を急襲したのである。まる裸に等しい状態のトラック島にあった日本軍の航空機は大打撃を受け、実働可能な航空機は戦闘機1機と艦上攻撃機5機のみとなった。その後の

米軍艦載機がわがもの顔でトラック島上空を飛び回り、艦船と陸上施設を狙い撃ちにしたのも当然の成り行きだった。

こうしてトラック島は壊滅し、基地としての能力を失った。トラック島を守るためにラバウルを占領し、ラバウルを守るためにソロモンとニューギニアを占領したのに、すべてが水疱に帰したのである。このトラック島初空襲のとき、後述のように第150連隊の一部はすでにトラック島に上陸して守備に就いたばかりであり、連隊主力は初空襲の翌日2月18日にトラック島に上陸した。

## 3)トラック島で終戦を迎える第150連隊

第1次動員からわずか2年弱、1941(昭和16)年に第50連隊が遼陽へ転出した直後、松本第150連隊が再び編成された。第150連隊の第2次動員である。このときすでに、所属師団が変更になった第50連隊の徴募区は愛知・岐阜両県へと変更されており、これ以後、長野県の現役兵は第150連隊へ入営することとなったから、これ以降、第150連隊は信州にとって唯一の郷土連隊となったのである<sup>注70</sup>。

このとき第150連隊は、金沢第107連隊・富山第69連隊とともに金沢第52師団に属しており<sup>注71</sup>、1943(昭和18)年9月に下った動員命令により、同年末から翌年年明けにかけて続々とトラック島へ出発した。第150連隊主力は、輸送船暁天丸・辰羽丸・新京丸の3隻に分乗してトラック島に向かったものの2月17日、目的地目前で米軍潜水艦の攻撃を受け第1大隊が乗った暁天丸が沈没、次いで第2大隊を乗せた辰羽丸も敵機の攻撃で沈没した。何とかトラック島にたどり着いたのは第1中隊を乗せた新京丸だけだった。海中に投げ出され、駆逐艦に救護された兵員もかなりいたが、連隊は約700名の将兵と全装備を失った。その後、内地からの補充兵も加わり、連隊はトラック島の春島に陣地を構築して守備にあたり、米軍機動部隊の第2次空襲、連合軍との数度の戦闘をくぐり抜け、連合軍に占領されることなく、終戦を迎えた。第150連隊の軍旗は1945(昭和20)年8月22日、トラック島の春島神社で焼却された。連合軍が上陸したのは、終戦直後の1945(昭和20)年8月23日だった。

第50連隊・第150連隊以外にも、例えば第439連隊のように松本の陸軍駐屯地で編成された部隊はいくつかあった。1945(昭和20)年2月、いよいよ後がな

くなった日本陸軍は、本土決戦の第1次兵備として沿岸配備のための師団を編成した。敵攻略部隊を食い止めるため沿岸に張付くことが目的だったことから「張付け部隊」などと揶揄された師団群で、野戦部隊とは異なり歩兵4個連隊で構成された<sup>注72</sup>。1個師団の兵力は1万6,000人で、沿岸配備のための師団は合計16個が編成された。これらの師団に所属した歩兵連隊が合計64個、その師団番号は400番台が使われて第401～第464連隊までの番号となった。そのひとつが松本で編成された第439連隊だったが、第50連隊や第150連隊のように軍旗を与えられた連隊ではなかった。松本で編成されたその他の部隊も、連隊としての規模はなく中隊やその他の小部隊だった。

## 結語

徳川幕府を打倒し成立した維新政権は、各藩の利害と思惑を超越した国軍を創出する必要に迫られていた。天皇の軍隊としてのいわゆる御親兵を新設することで、政府に反抗的な勢力や藩(明治4年の廃藩置県までは藩が存続した)と対峙せざるを得なかっただけでなく、いずれは政府に批判的な士族勢力と雌雄を決する他ない、というのが当時の維新政府が置かれた立場だった。西郷隆盛の強い要請にもとづいて東京に約8,000人の御親兵が集結したものの、その維持費の捻出すら覚束ない財政難に直面し崖っぷちに追い詰められた政府が起死回生の一手として打ち出したのが、廃藩置県だった。旧藩士出身の維新官僚にとっては、自らの後ろ盾であった藩の存続を廃藩置県によって否定するという、自らの立場を相克することで生み出した御親兵だったが、政府軍の前提となる徴兵制の実施すら間に合わずに急造した軍隊だったため、結局は、薩摩・長州・土佐藩それぞれの藩兵を各部隊としてそのまま組み合わせた編制にならざるを得なかった。

御親兵設置の直後に東京・仙台・大阪・熊本の4カ所に鎮台が置かれたとき、各部隊は出自を同じくする兵員で構成されることが基本となった。あまり知られていない事実だが、例えば東京鎮台に所属する6個大隊のうち4個大隊は徳川宗家・御三家・家門の旧家臣のみで成り立っており、旧幕府側の勢力に大きく依存していた。しかも、大隊ごとに旗本・御

家人あるいは同じ藩の出身者で構成されていたのである。徳川家以外にも金沢前田・徳島蜂須賀・弘前津軽・佐賀鍋島・庄内酒井など多くの旧藩が兵員の供給源となり、全20個大隊のほとんどが旧藩単位で編成されていた<sup>注73</sup>。陸軍は当初から、このような自らが帰属する集団を代表する意識や、集団としての体面を重んじる気風を取り込んだ部隊編成を進めざるを得なかったが、その反面で、集団ごとの意識を利用しつつ効果的に部隊を編成したのは当然の成り行きだったといえる。

同じ価値観や文化を共有する兵員のまとまりを重視する部隊編成のあり方を体現したのが郷土部隊であり郷土連隊であったが、反面では、郷土部隊を軸にした部隊編成を選択する他なかったのも事実であろう。鎮台時代の兵員間では、出身藩の違いから言葉が通じ難い、あるいは極端な場合は通じないという現実があり<sup>注74</sup>、戦闘のための部隊である以上、确实・迅速な意思疎通を担保する上でも郷土部隊を軸にした部隊編成に一定の合理性があったことは容易に推察される。

1894(明治27)年に始まる日清戦争、1904年(明治37)年には日露戦争、1914(大正3)年には第一次世界大戦、1922(大正11)年にシベリアへ出兵し、1931(昭和6)年には満州事変、1941(昭和16)年に関東軍特種演習と、ほぼ10年ごとに大きな軍事行動を起こした日本陸軍にとっては、多少の紆余曲折はありながらも軍備増強は一貫した方針であった。日本陸軍には軍人的価値と政治的価値との境界はなく、世界中で「最も政治的な軍隊」であり、世界中で「最も専門職業的精神に欠けた」<sup>注75</sup>軍人集団であると言われる存在だった。東条英機陸軍大将をはじめ、多くの軍人が総理大臣に就任したのはその象徴である。

徴兵制の下で郷土部隊を軸とした軍隊編成を実現するためには、徴募区と入営連隊との関係をどのように整合させるかが問題となる。都会と地方での人口密度の違い、県ごとの人口の違い、場合によっては必ずしも県域とは一致しない文化圏等を勘案する必要があったし、その上で徴募区とその管轄区域を設定し、さらには召集後の入営先部隊との関係を確定する作業は複雑を極めた。しかもほぼ一貫して師団数が増え、したがって常に連隊を増やさざるを得ない状況では、1県1連隊などという単純な設定はあり得ない。連隊数が増える度に、1連隊区(=徴募区)

の管轄区域をどのように切り直すかは、難解なジグソーパズルのようだった。

郷土連隊を意識した部隊編制は、戦闘の作戦を立案する際に投入する師団・連隊の運用について参謀当局に難しい判断を強いる結果ともなった。一例をあげれば、日露戦争の帰趨に大きな影響を与えた旅順攻略作戦に参加した東京第1師団・金沢第9師団・善通寺第11師団・旭川第7師団のうち、東京では歩兵第1連隊と第3連隊、金沢では第七連隊と第35連隊が実際の戦闘に投入された。東京も金沢も人口密度の高い、いわゆる都市部だったから両地では「軒並み葬式の毎日」<sup>註76</sup>になったという。そこから生まれる住民の不公平感や厭戦気分の蔓延に当局は強い危機を抱いたようで、連隊区と管轄区域の区割りは、このような問題にも配慮しながら進めなければならなかったのである。

一方では、地域的不公平を避けながら郷土部隊を軸とした部隊編制を追求しつつ、他方では兵力増強を図らざるを得ないという矛盾する状況のなかで、各地の連隊はそれぞれに翻弄されていたと言ってよい。徴募区の管轄が頻繁に変動して一定しないため応召する側の国民からすれば、入隊先の連隊がその時々で変わり、受け入れる側の連隊にとっても、連隊の位置する県の出身者だけからなる連隊になるのか、複数県の出身者による混合になるのかは、管区表と、どの地域の人員がどの連隊へ入営するかを示す兵員徴集区指定表の中味次第だったのである。

連隊では通常、兵卒ばかりか下士官までもが同じ連隊区から徴募されており、本論で取り上げた松本第50連隊も、「連隊は、長い間、親子兄弟によって何代かにわたって育まれ、長野県の郷土部隊として県民の栄光を担うようになっていた。郷土部隊は、それぞれの郷土意識から生まれる団結心・郷土愛に発する祖国愛・家門の名誉を重んじ、国家に対する忠誠心と犠牲心に満ち、軍隊の根幹ともなるべき重要な精神要素を具備するようになった」<sup>註77</sup>といわれるように、郷土部隊としての誇りと、それを基盤とした統率を強く意識しながら戦闘に明け暮れた。

太平洋戦争時、各連隊には漢字1文字と4桁数字からなる通称号が付され、原則として同じ師団に属する諸連隊が、数字こそ違うものの同じ漢字を用いた通称号を名乗っていたこともまた、戦闘部隊としての一体感醸成に一役買っていたであろう。第50連隊

であれば、ともに第29師団に所属する第18連隊・第38連隊とともに「雷」を名乗り(第38連隊=雷3211, 第50連隊=雷3215, 第18連隊=雷3219)、第150連隊は「柏4656」(同じ第52師団の第69連隊=柏4654, 第107連隊=柏4655)を通称号としていた<sup>註78</sup>。部隊名を秘匿するための通称号と理解するのが一般的だが、例えば近衛連隊が「宮」、旭川の連隊が「熊」、北東北の連隊が「雪」、広島連隊が「鯉」を名乗るなど、類推可能なケースも多々あり、その秘匿性には疑問が付きまとう。一体感の醸成を狙った側面は到底否定し難い。

松本第50連隊は、その人員構成においてはどう見ても郷土連隊とは言い難い時期があった。特に、創設期と終末期に見られた、郷土連隊とはほど遠い第50連隊の実像が、「郷土連隊」の不徹底ぶりを物語っている。第50連隊が長野県出身者だけで構成された時期は確かにあったのだが、その場合でさえ、長野県のある地域の出身者は他県の連隊へ吸収されることがあったから、それらの連隊はで長野県出身者と地元県出身者との混合連隊とならざるを得なかったし、3県、4県、5県から人員を徴集した連隊すら存在した。

長野県出身者を軸に編成された第150連隊は確かに郷土連隊ではあったが、戦時編制として実戦に従事したのはわずか4年に過ぎず、第50連隊と同様に、寒冷地用の訓練を受けながら南方へ転用された。対ソ戦のために動員された第50連隊も第150連隊も、「絶対国防圏」の中核である北マリアナ諸島とトラック島へと投入され、その背景には、陸海軍に対する天皇の忠告・注意にもとづく大本營の方針転換があった。対ソ戦を想定して訓練された連隊が、一瞬にして正反対の南方守備へと振り向けられたのである。

このような経緯は、郷土性に根ざした独自の歴史的経緯を持つ日本の軍隊、特に陸軍には、量的拡大には極めて厳しい限界が常にあったことを示しており、郷土部隊ごとの統一感・一体感を保とうとすれば量的拡大は望めず、したがって日本軍による海外侵略など根本的に成り立つはずがなかったことを鮮明に物語っている。

人口や経済力を総合した、量的観点からのいわゆる日本の国力と、仮想敵国の総合力とを比較しながら兵力増強を図るには、そもそも仮想敵国の力をどのように見積もるかがまったく不確かであることを

念頭に置かねばならない。これに加え、戦前の日本陸軍の常套だった量的把握一辺倒の見積もりは、本論で検討してきたように、地域性と不可分である日本の社会構造を前提とする限り、成り立ち難い。量を追求するあまり本質を無視せざるを得ず、遂に戦力とは言い難い部隊を海外へ派兵することになった戦前日本陸軍の歴史に照らせば、そのことは明らかである。

「反撃能力」を標榜して兵力を増強しようとする考え方は、量と質のバランスを欠き、地方創生を唱えながら日本全体を単一に捉えた政策だけを打ち出す近年の政策体系と共通する側面を孕んでいるし、自衛隊の部隊を組替えてより効果的な戦力を創出することにも、わが国陸軍の歴史を鑑みれば、大きな困難をとまなう。わが国の歴史的成り立ちと戦前陸軍の政治性に対する反省を欠いた、極めて乱暴な論拠にもとづいていると言う他ない。

一方で、増税を実施してでも防衛力を拡充しようとし、他方では、内閣府に設置した子供・子育て本部を要に人口増加を目指す政策体系は、動機こそ異なる側面があるとはいえ、戦前の“産めよ殖やせよ”の政策と通底してはいまいか。

## 注

- 注1 内閣官房発表文書(令和4年12月16付)による。
- 注2 陸軍が仮想敵国であるロシアの兵力をどのように見積もっていたかの事例については引用を含め、日清戦後のケースは藤井非三四『帝国陸軍師団変遷史』国書刊行会 pp.66-68(2018)、ノモンハン事件前の事情は防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 関東軍(1)』朝雲新聞社 p.91(1969)による。また本論では、連隊・大隊・中隊等の戦闘集団一般を指す場合は「部隊」の表記とし、軍団名・部隊名あるいは地名については原則として当時の呼称を用いる。なお本論では、徴兵の仕組みが陸軍とは異なる海軍については、必要のない限り触れない。
- 注3 後には3単位師団。なお、連隊に関しては「聯隊」の表記が正式だが、本論では「連隊」の表記で統一する。同時に、連隊番号も正式には漢数字で表記されていたが、特に必要のない限り本論では算用数字を使用する。また、部隊の組織立てを意味する編制・編成の表記について本論では、井本熊男監修『帝国陸軍編制総覧』芙蓉書房出版(1986)の「序」pp.59-60に記された定義に従い原則として、名詞として用いる場合には「編制」を、動詞の場合は「編成」の表記とした。
- 注4 帝国在郷軍人会の部会における簡閲点呼の性格と地域社会との関係については、長野県の事例を扱った安裕太郎「大正期における在郷軍人の把握と教育」原田敬一編『近代日本の軍隊と社会』吉川弘文館(2019)に詳しい。
- 注5 前原透「郷土部隊と日本の徴兵制」『日本陸軍連隊総覧』人物往来社 p.30(1990)。
- 注6 廃藩置県によって新たに整備された中央集権的国家体制の明治政権と区別するため、鳥羽・伏見の戦いで勝利以降に藩主クラスの勢力を排除しつつ藩士出身者が実権を握ることで形成され始めた政治権力を、ここではとりあえず維新政権とする。
- 注7 御親兵創出と廃藩置県については、石井寛治『体系日本の歴史 12開国と維新』小学館 pp.204-208(1989)。
- 注8 4鎮台が置かれる前に、石巻に東山道鎮台を、小倉に西海道鎮台を設置する計画だったが、実際の部隊編成は西海道鎮台だけで、この計画は完成しなかった。さらに、兵部省職員令で北海道・石巻・東京・大阪・小倉の5鎮台構想もあったが、人口が少ない北海道での鎮台設置が実現せず、最終的に4鎮台の設置となった。完成しなかった4鎮台以前の計画については、ここでは立ち入らない。
- 注9 奥村房夫監修『近代日本戦争史 第一編 日清・日露戦争』(1995、同台経済懇話会) pp.40-51、および藤井非三四『帝国陸軍師団変遷史』国書刊行会 pp.20-25(2018)と付表1による。
- 注10 旧『松本市史 下巻』松本市役所 p.343(1933)。
- 注11 明治6年7月「改訂鎮台条例」第2条(『明治六年布

- 告類編』明治7年11月、記録課)。
- 注12 同上。
- 注13 陸軍部隊の誘致活動全般については、松下孝昭『軍隊を誘致せよ』吉川弘文館(2013)を参照。
- 注14 例えば、佐倉連隊第1大隊・第3大隊の兵舎建設はそれなりに難航したごとくである。宮地正人「佐倉歩兵第二連隊の形成過程」『国立歴史民俗博物館研究報告』第131集 pp.31-36 (2006)。
- 注15 松下 p.19(2013)。
- 注16 前掲『明治六年布告類編』。
- 注17 旧『松本市史 下巻』pp.343-345、および堀越好雄『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』歩兵第五十聯隊史刊行会「歩兵第五十聯隊史」p.93(1984)。
- 注18 『東筑摩郡。松本市・塩尻市誌』東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会 p.375(1962)、および『長野県史 通史編 近代一』長野県史刊行会 p.170(1988)。
- 注19 『帝国陸軍編制総覧』〔前編 帝国陸軍編制史概説〕pp.25-26。
- 注20 「師団司令部条例」「旅団司令部条例」「大隊司令部条例」「陸軍常備団体配備表」「陸軍管区表」については、『徴兵法規』高橋書店(1889)の原文に依拠した。
- 注21 旧『松本市史 下巻』p.346。
- 注22 『帝国陸軍編制総覧』〔前編 帝国陸軍編制史概説〕p.28。なお、日清戦争直前の兵員数等も、同書による。
- 注23 兵役制度の変遷については、制度自体は既定の事実であるため、さしあたり『法令全書』を参照。
- 注24 『帝国陸軍編制総覧』前編 p.29。
- 注25 日清戦争の陸軍作戦については、主として参謀本部『明治二十七八年日清戦史』第1巻～第6巻および『帝国陸軍編制総覧』(1904-1907)を参照。
- 注26 『明治二十七八年日清戦史』第1巻復刻版ゆまに書房 pp.64-65(1998)。
- 注27 日清戦争での第15連隊の動向については、前澤哲也『帝国陸軍 高崎連隊の近代史 上巻』雄山閣(2011)による。
- 注28 旧『松本市史 下巻』pp.347-348。
- 注29 『帝国陸軍編制総覧』〔前編 帝国陸軍編制史概説〕p.40。
- 注30 松下 pp.80-83(2013)。
- 注31 堀越好雄『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』〔歩兵第五十聯隊史〕p.93。
- 注32 内閣官報局『職員録 明治三十年(甲)』p.215。
- 注33 「小里家文書」(松本市文書館所蔵)による。
- 注34 満韓交換を軸にした交渉が決裂したことに関しては、原田敬一『日清・日露戦争』岩波書店(2007)などで、日露両国が戦宣を布告する直前の1904(明治37)年2月3日にロシアが皇帝の裁可を得た上で日本に有利な満韓交換にもとづく妥協案を提示する手筈になっていたにもかかわらず、旅順までは送付された妥協案が東京のローゼン駐日公使には届かなかったことが明らかにされている。一説には、満州で日本軍が行っていた電信破壊行為が原因では
- ないか、とも言われている。なお、日露戦争の作戦経過については、主として参謀本部編『明治三十七八年日露戦史』第1巻～第10巻東京偕行社(1912)および原田敬一『日清・日露戦争』、横手慎二『日露戦争史』中央公論社(2005)に依拠した。
- 注35 各軍の戦闘序列については、『帝国陸軍編制総覧』(〔後編 帝国陸軍編制・人事の八十年〕)第3章「日露戦争前後」参照。
- 注36 原田 p.211(2007)。
- 注37 『明治三十七八年日露戦史 第三巻』pp.34-35。なお、遼陽付近では大小いくつかの戦闘があり、どの時点の死傷者数を遼陽会戦のそれとするかは見方によって異なり得る。本論では『明治三十七八年日露戦史 第三巻』にしたがって、最大値を採用している。
- 注38 『帝国陸軍編制総覧』〔前編 帝国陸軍編制史概説〕p.43、および『松本市史 第二巻歴史編Ⅲ 近代』松本市 pp.368-369(1995)。
- 注39 『帝国陸軍編制総覧』〔前編 帝国陸軍編制史概説〕p.46。
- 注40 日露戦争の最中に実施された各連隊編制の経緯については、『日本陸軍連隊総覧』の「日本陸軍歩兵連隊総覧」による。
- 注41 発足後の第50連隊の動向については特に断らない限り、堀越好雄『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』に依拠した。
- 注42 旧『松本市史 下巻』p.358。
- 注43 『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』〔歩兵第五十聯隊史〕p.95。
- 注44 福島大將の経歴については、『帝国陸軍編制総覧』(〔後編 帝国陸軍編制・人事の八十年〕)第三章・第四章)による。
- 注45 第50連隊の韓国での抗日運動鎮圧と松本入営の経緯については、『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』〔歩兵第五十聯隊史〕pp.70-90、および旧『松本市史 下巻』pp.358-359による。
- 注46 第50連隊歓迎の様子は、『松本市史 第二巻』松本市 pp.575(1995)に詳しい。
- 注47 『帝国陸軍師団変遷史』p.48。
- 注48 大正元(1912)年の『松本大観』による。
- 注49 旧『松本市史 下巻』pp.353-366。
- 注50 大江志乃夫『天皇の軍隊』小学館「昭和の歴史3」pp.137-139(1982)。
- 注51 藤井 p.115(2018)。
- 注52 藤井 p.129(2018)。
- 注53 『戦史叢書 大本営陸軍部(1)』朝雲新聞社 pp.370-379(1967)。
- 注54 藤井 p.125(2018)。
- 注55 独立混成旅団の編制については、藤井非三四『知られざる兵団 帝国陸軍独立混成旅団史』国書刊行会(2020)の巻末、「独立混成旅団、治安作戦関連、略年表」に詳しい。
- 注56 藤井 pp.17-19(2020)。
- 注57 『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』〔歩兵第百五十聯隊史〕p.1039。
- 注58 「官報」昭和2年4月1日参照。なお、兵役法は

- 1927(昭和2)年12月1日に施行されて以降、何度か改正されたが、現役2年間の既定に変更はなかった。
- 注59 木坂順一郎『太平洋戦争』小学館「昭和の歴史7」pp.29(1982)。
- 注60 原田勝正「陸軍近代化の光と影」『日本陸軍連隊総覧』pp.48-53およびpp.138-139。
- 注61 木坂 p.21(1982)。
- 注62 南方への日本軍進出の経過は主に、江口圭一『大系日本の歴史 14二つの大戦』小学館(1989)による。
- 注63 木坂 pp.261-262(1982)。
- 注64 大陸打通作戦(「一号作戦」)については、木坂 pp.268-271(1982)、および『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』『歩兵第百五十聯隊史』pp.1084-1085。
- 注65 木坂 p.272(1982)。
- 注66 このとき、100番台の師団とともに第13・第15・第17・第18の4個師団が新設された。大正末期のいわゆる宇垣軍縮によって廃止された4つの師団番号を、特設師団番号として復活させた。それぞれの編制を担当したのは、第2師団(第13師団を編制)、第3師団(第15師団を編制)、第10師団(第17師団を編制)、第12師団(第18師団を編制)である。以上の師団番号についてはさしあたり、近現代史編纂会編『陸軍師団総覧』新人物往来社 pp.95-105(2000)を参照されたい。
- 注67 『日本陸軍連隊総覧』p.139。
- 注68 『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』『歩兵第百五十聯隊史』pp.945-967。なお、第150連隊の動きについては特に断らない限り、同書に依っている。
- 注69 木坂 pp.260-261(1982)。
- 注70 山本茂美『松本連隊の最後』近代史研究会 p.43(1966)。
- 注71 『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』『歩兵第百五十聯隊史』p.1066。
- 注72 『陸軍師団総覧』pp.95-105。
- 注73 『近代日本戦争史 第一編 日清・日露戦争』pp.40-51、および藤井 pp.20-25(2018)と付表1による。
- 注74 藤井 p.14(2018)。
- 注75 サミュエル・ハンチントン(市川良一訳)『軍人と国家』原書房 pp.125-126(1978)。
- 注76 藤井 p.49(2018)。
- 注77 『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』『歩兵第百五十聯隊史』p.93。
- 注78 各連隊の通称号については、さしあたり『陸軍師団総覧』を参照されたい。
- 『陸軍師団総覧』新人物往来社(2000)。  
井本熊男監修、『帝国陸軍編制総覧』芙蓉書房出版(1986)。  
石井寛治、『体系日本の歴史 12開国と維新』小学館(1989)。  
大江志乃夫、『天皇の軍隊』小学館「昭和の歴史」3(1982)。  
奥村房夫監修、『近代日本戦争史 第一編 日清・日露戦争』同台経済懇話会(1995)。  
木坂順一郎、『太平洋戦争』小学館「昭和の歴史」7(1982)。  
桑木崇明、『陸軍五十年史』鱗書房(1943)。  
参謀本部編、『明治二十七八年日清戦史』第1巻～第6巻、参謀本部(1904-1907)。  
参謀本部編、『明治三十七八年日露戦史』第1巻～第10巻、東京偕行社(1912)。  
内閣官報局、『職員録 明治三十年(甲)』  
日本外交学会編、『太平洋戦争原因論』  
原田敬一編、『近代日本の軍隊と社会』吉川弘文館(2019)。  
原田敬一、『日清・日露戦争』岩波書店(2007)。  
藤井非三四、『帝国陸軍師団変遷史』国書刊行会(2018)。  
藤井非三四、『知られざる兵団 帝国陸軍混成旅団史』国書刊行会(2020)。  
防衛庁防衛研修所戦史室、『戦史叢書 関東軍(1)』朝雲新聞社(1969)。  
防衛庁防衛研修所戦史室、『戦史叢書 大本営陸軍部(1)』朝雲新聞社(1967)。  
堀越好雄、『歩兵第五十聯隊史 併記歩兵第百五十聯隊史』歩兵第五十聯隊史刊行会(1984)。  
前澤哲也、『帝国陸軍 高崎連隊の近代史 上巻』雄山閣(2011)。  
松下孝昭、『軍隊を誘致せよ』吉川弘文館(2013)。  
宮地正人、『佐倉歩兵第二連隊の形成過程』『国立歴史民俗博物館研究報告』第131集(2006)。  
山本茂美、『松本連隊の最後』近代史研究会(1966)。  
横手慎二、『日露戦争史』中央公論社(2005)。

#### 参考文献

- 旧『松本市史 下巻』松本市役所(1933)。  
『徴兵法規』高橋書店(1889)。  
『長野県史 通史編 近代一』長野県史刊行会(1988)。  
『日本陸軍連隊総覧』人物往来社(1990)。  
『松本市史 第二巻歴史偏Ⅲ近代』松本市(1995)。  
『明治六年布告類編』(明治7年11月、記録課)。